

平成29年 9月11日開会

平成29年 9月22日閉会

(定例第5回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（9月11日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
一般質問	6
5番 國本 悦郎議員	6
3番 松田規久夫議員	15
4番 西本 篤史議員	23
9番 河内 賀寿議員	29
7番 瀬石 公夫議員	33
12番 竹谷 和彦議員	39
議案第46号	42
議案第47号	42
議案第48号	42
議案第49号	42
議案第50号	42
議案第51号	42
議案第52号	42
決算審査特別委員会の設置	45
散 会	46
署 名	47

第2号（9月22日）

議事日程	48
本日の会議に付した事件	48
出席議員	49
欠席議員	49
事務局出席職員職氏名	49
説明のため出席した者の職氏名	49
開　　会	50
会議録署名議員の指名	50
議案第46号	50
議案第47号	50
議案第48号	50
議案第49号	50
議案第50号	50
議案第51号	50
議案第52号	50
陳情第1号	50
議案第53号	52
閉会中の継続審査（付託事件）について	53
閉会中の継続調査（特定事件）について	53
議員派遣について	53
閉　　会	54
署　　名	55

田布施町告示第42号

平成29年第5回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成29年8月28日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成29年9月11日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

畠中 孝議員

松田規久夫議員

西本 篤史議員

國本 悦郎議員

谷村 善彦議員

瀬石 公夫議員

林山 健二議員

河内 賀寿議員

石田 修一議員

木本 睦博議員

竹谷 和彦議員

清神 清議員

○9月22日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

國安 和夫議員

議事日程(第1号)

平成29年9月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 例月出納検査の報告
- 報告第4号
- 平成28年度基金運用状況の報告について
- 報告第5号
- 平成28年度決算に係る健全化判断比率の報告について
- 報告第6号
- 平成28年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
- 報告第7号
- 平成26年度及び27年度決算に係る健全化判断比率の修正報告について
- 議員派遣
- 各常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第46号
- 平成28年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第47号
- 平成29年度田布施町一般会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第7 議案第48号
- 平成29年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第8 議案第49号
- 平成29年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第9 議案第50号
- 平成29年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第10 議案第51号
- 平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第11 議案第52号
- 介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の報告
報告第4号
平成28年度基金運用状況の報告について
報告第5号
平成28年度決算に係る健全化判断比率の報告について
報告第6号
平成28年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
報告第7号
平成26年度及び27年度決算に係る健全化判断比率の修正報告について
議員派遣
各常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第46号
平成28年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第47号
平成29年度田布施町一般会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第7 議案第48号
平成29年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第8 議案第49号
平成29年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第9 議案第50号
平成29年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第10 議案第51号
平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第11 議案第52号
介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例の一部を改正する条例

出席議員（12人）

1番	畠中 孝議員	3番	松田規久夫議員
4番	西本 篤史議員	5番	國本 悦郎議員
6番	谷村 善彦議員	7番	瀬石 公夫議員
8番	林山 健二議員	9番	河内 賀寿議員
10番	石田 修一議員	11番	木本 睦博議員
12番	竹谷 和彦議員	13番	清神 清議員

欠席議員（1人）

2番 國安 和夫議員

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 哲夫君	書記	林 大佑君
		書記	木村 朋子君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	東 浩二君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	鳥上 清史君	建設課主幹	田中 和彦君
建設課技幹係長	吉藤 功治君	町民福祉課長	川添 俊樹君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	惠元 朗夫君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中田 正美君
社会教育課主幹	氏下 孝二君	代表監査委員	常見 京平君

午前9時00分開会
(ベル)

○議長(清神 清議員) 定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

あらかじめお知らせをいたしますが、國安議員から欠席届が出されております。本日の会議は欠席でございます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(清神 清議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、畠中孝議員、松田規久夫議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(清神 清議員) 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りいたします。本定例会の会議は、本日から9月22日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清神 清議員) 異議なしと認めます。したがって、会期は9月22日までの12日間

に決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（清神 清議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 林山監査委員と私の2名で実施いたしました例月出納検査の結果について、御報告申し上げます。

平成29年6月、7月及び8月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 次に、報告第4号平成28年度基金運用状況の報告についてから、報告第7号平成26年度及び27年度決算に係る健全化判断比率の補正報告についてまで、4件について報告を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、4件の報告事項について、その概要を説明申し上げます。

まず、報告第4号は平成28年度基金運用状況についてであります。

これは、特定目的のための定額資金運用基金である奨学基金、及び土地開発基金の運用等について、監査委員の審査を受け、地方自治法第241条第5項の規定により、その意見をつけて状況を報告するものであります。

奨学基金は、基金の貸付、償還状況に係るものであり、詳細はお手元に配付した平成28年度基金運用状況報告の田布施町奨学基金のとおり、29年度3月末における貸付者は2名であります。

土地開発基金につきましては、基金による土地の取得に伴う土地と現金収支の状況であります。平成28年度の変動は、運用利子の積み立て分のみであります。

次に、報告第5号の平成28年度決算に係る健全化判断比率についての説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、算定した財政指標につきましては、監査委員による審査と議会への報告が義務づけられており、監査委員の意見を付して報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、本町の会計のうち、赤字または資金不足となる会計がないことから、昨年度に引き続き、赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は13.1%で、平成27年度決算数値の13.6%に比べ、0.5ポイント減少しました。冒頭申しましたのは13.1%ですので訂正いたします。

また、町債残高のほか、上水道事業や消防等の一部事務組合に係る負債、債務負担行為の残高等を含めて総合的に算定した将来負担比率は、84.9%で、これにつきましても、27年度決算の96.6%に比べ、11.7ポイント減少しました。

次に、報告第6号の平成28年度決算に係る公営企業の資金不足比率につきましては、下水道事業が対象となりますが、決算で黒字になったことから資金不足の比率は生じておりません。

以上により、今回の算定では、財政健全化法に規定されている早期健全化基準、財政再生基準となる比率を生じるおそれも下回ることとなります。

次に、報告第7号の平成26年度及び27年度決算に係る健全化判断比率の修正について御説明申し上げます。

今回は、熊南総合事務組合の負担見込額の数値の補正を行ったことに伴い、26年度及び27年度決算の将来負担比率の数値を、それぞれ0.3%上方修正しましたので、報告するものであります。

なお、この修正につきましては、監査委員による審査を受け、28年度の監査意見書の注意書きに

記載をされております。

今回の将来負担比率の修正や、平成28年度の各比率の算定結果につきましては、近日中に町広報やホームページ等で知らせたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（清神 清議員） 次に、議員派遣について報告をいたします。

6月定例会以降の議員派遣は、2件です。お手元に配付した文書のとおりです。

次に、各常任委員会における調査の報告は3件で、お手元に配付した文書のとおりでございます。

また、地方自治法第121条の規定によりまして、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（清神 清議員） 次に、一般質問を行います。順番に発言を求めます。國本悦郎議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 質問方式は一問一答でお願いします。答弁者は第1問につきましては町長、そして郷土館の関係もでございますので、教育長のほうにも回答をお願いいたします。

それから、第2問につきましては、教育長さんのほうにお願いいたします。

では、第1問から、わかりづらい田布施の観光。

昨年度から、観光協会がIJU館に移転してから、田布施の観光がわかりづらくなったということ、町内のあちこちから聞きます。

また、観光パンフレットにも載せていて、夏の風物詩ともなっていた、ろうそくまつりがなくなって寂しい、復活できないものかとの声も聞きます。

さらに、それに追い打ちをかけるように、観光パンフレットが廃版となり、田布施町の観光地を案内する説明が全て見当たらなくなっています。

町は直接関与する事業ではないかもしれませんが、これまで観光協会に理事を出したり補助金を出して、いろいろな行事を支援している手前、何らかの手だてができなかったものかという声があちこちから聞かれます。

観光協会が民間に移譲されて、郷土館に事務局が移転し、郷土館の職員や史跡などに詳しい地方史研究会の会員の出入りもあって、お互いに交流をしながら、情報交換も行われ、勉強しながら、うまく活動していたように思われます。

そのころには事務局長も常駐ではないが、週に3回くらいは出入りし、それなりの行事の運営や理事会を開くときには事務局体制がきちんとできていたように思われます。

しかし、昨年度から観光拠点と思われるところが、郷土館が1つ、それから観光協会の事務職員だけが常勤しているIJU館がもう一つ、それに高齢者いきいき館のところに、なぜか田布施町観光情報センターなるものが設置されております。経済課の地域振興室がそこに入っているかと思えます。

そういったように、3カ所に分散されていますが、それぞれのところに田布施町の観光について精通するエキスパートは常駐しておりません。郷土館の館長はおおよそのそういった辺は御存じですが、週に2日ないし3日です。

これまでだったら、郷土館1カ所に集中していましたから、観光客もそこに行けば何とかあったようです。パンフレットも豊富に取りそろえてあり、田布施町だけでなく、この近辺のパンフレットもいろいろと並べてあります。郷土館を見て回って、観光地に出発することができました。

私が議員になってから、何とか力になってくれるのではないかと思うのか、どこに行けばいいのか、どこを紹介したらいいのかという町民の声が多く聞かれるようになってきました。

次のような疑問を、多くの方が抱えていますので、わかる範囲で答えていただきたいと思います。

1問目は、どのような経緯で、いきさつでこのように3カ所に分散されたんでしょうか。

2番目、観光情報センターが新たに設置されましたが、その役割は何なのでしょう。

3番目、観光協会が孤立した状態で、しかも管理運営できないI J U館に常駐させているのは、どういう理由によるものなのか。今さら郷土館へといかないかもしれないが、観光情報センターに観光協会の事務局を置いて、2カ所体制にはできないものかということです。

次に、夏の風物詩の一つに数えられていた、夏の一大イベントであったハゼろうまつりが、昨年から突如中止されてしまいました。ことしも復活の兆しは見えておりません。昨年のこの措置は、主催者団体は苦渋の選択だと言っております。町も観光協会もそれを応援し、補助金や人的支援もしております。そういった手前、ああそうですかということでは済まないのではないかと思います。そこに至るまで、どんな経緯があったかはわかりませんが、何らかの手だてができなかったものかと残念に思います。

他の行事でも8月のハモまつり、去年、今年と行われておりません。見て歩記、こういったパンフレットにはハゼろうまつりもハモまつりも載せてあります。それから、10月末の馬島で行われていた夕日ツアーも昨年は中止になっております。今年はまだどうかはわかりません。

そういった行事が、田布施のいろんな各施設の歳時記とも思われる大きな行事がなくなっております。そこで町が直接関与することではないかもしれませんが、特にハゼろうまつりにつきまして、昨年の中止になったそういった措置について、町としてどのような見解を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

2つ目に、規模を縮小してでも復活するよう、これまでの主催者団体、観光協会、商工会に働きかけるつもりはないのでしょうか。この2点についてお聞きします。

最後に、観光パンフレットについてです。

観光パンフレットといえば、ライオンズクラブ発行のこういった、歩こうたぶセルトエイトセブンというのが出されておりました。そのパンフレットが2、3年前に廃版になって、それ以後出ておりません。田布施駅前には大きな看板が出ております。この内容と同じような地図、この中に盛られている各観光地の説明、そういったのが出されております。

しかし、パンフレットという手ものがないと、観光客がそれを見てどこへ行っていいか、よくわからないのではないかと思います。それぞれの観光地で、それなりのきちんと説明がされていけばいいんですが、それもないようなところもございます。広域だから車で巡ると思うんですが、駅前の看板だけでは事足りるものではありません。

経済課と観光協会が発行していたこのA4版の観光パンフレットも増刷していないから、1年前からどこにも見当たりません。この中にはハゼろうまつりのことも記載されております。内容が古くなったからすぐにでも出るものかと思ったら、それも出る様子はありません。それに代わるものとして、観光協会が見て歩記のMAP、こういったものが出され、重宝していました。

しかし、そのパンフレットも観光協会がこの中に、謎の大岩という奈良地区にあるそういった大岩の説明がありましたが、それから手を引いて、町内あちこちに置いてあった案内板を全て撤去してから、この見て歩記MAPは増刷されておられません。どこにも見当たりません。

しかし、この謎の大岩を除いた観光マップは、いきいき館の壁に田布施町発展クラブの寄贈で据えつけられております。しかし、これもライオンズクラブの駅前の掲示板と同じように、それだけでは余り役に立たないのではないかと思います。ライオンズクラブのセブンエイトと同じように、こういった手物がないと観光客はめぐることができません。

郷土館には、郷土館のこのパンフレット以外に、柳井と平生を網羅した広域の古墳をめぐるマップがありました。それも田布施の地図が小さいからと、それをクローズアップしたこういった古墳の地図が、郷土館の館長のお手製でできました。しかし、今まであったその裏にあった古墳の個々の説明はありません。白紙のまんまです、裏は。これから古墳の町田布施をアピールしようと思えばですね、そういった手物が必ず要るやに思います。

それから、本年度当初には古墳の町をアピールするために、こういった地図を石走山古墳のそばに置き、駐車スペースをとろうという話もちり上がっているやに聞いております。その後、とんとその話は聞いておりません。どのように進展しているか、とんと聞いておりません。

こういったように、観光地や史跡が説明してあるパンフレットがない状態では、とても田布施の観光はアピールできるものではないと思います。そこで、早急にこういった現状を打開をするために、次のことについてお答えいただきたいと思います。

全然、観光パンフレットがない現状を町としてどう考えているのか。

2番目に、経済課と観光協会の連携で、以前こういったパンフレットを出しておりました。これから補助金を出してでも、見て歩記MAPの改訂版は出されないもののでしょうか。

3番目、こういった普通のプリンターで刷った地図でお茶を濁すより、きちんと印刷所に回して、各古墳の説明を含めたパンフレットにならないものかと思っております。

また古墳地図も、さっき言いましたように、石走山古墳のそばに大きな案内板を置いて駐車スペースをとろうという話はこれから先進めるつもりがあるのかどうか。

以上について、御回答をお願いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、御質問に対してお答え申し上げます。

1点目の観光情報拠点場所についてのお尋ねですが、まずは、田布施町観光協会では平成25年に組織見直しにより、駅に近く観光業務を行うには適していると郷土館に事務所を置かれました。

しかし、事務所内のスペースが狭いこともあり、十分な活動を行うことができない、広い事務所を求める、要望を観光協会からいただいております。

また、同時期に、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、移住・定住対策として、設置を検討しておりました、お試し暮らし住宅「おいでえ」の計画が具体化するなかで、この一部を観光協会事務所とすることで、建物内に人が常駐することができ、かつ広いスペースも用意できるという観点から、町と観光協会でお話をした経緯があります。

観光情報センターにつきましては、県の観光施策の一環として、県下一斉に設置されることとなり、本町は適地もなく、役場に置くことも検討しましたが、多くの人が集まる高齢者いきいき館に設置することといたしました。

当初は高齢者いきいき館に職員を置くことを予定しておりましたが職員配置等の問題もあり、さらに観光情報を担当する予定の地域おこし協力隊員1名が早々に退任することとなったことから、常勤は高齢者いきいき館のパート職員のみに対応となり、本来予定しておりました、町なか中心部からの観光情報発信という役割が十分に行えていないのが現状であります。

今後についてであります、高齢者いきいき館の本来の目的や施設面での制約もございますので、当面は現行どおり高齢者いきいき館内の田布施観光情報センターとして運営をしていきたいと考えております。

2点目の、たぶせハゼの実ろうそくまつりについてのお尋ねですが、たぶせハゼの実ろうそくまつりは、多くの見物客が来場され、本町の夏の風物詩として長年親しまれており、中止という決断をされたことに対して大変残念な思いはありますが、主催者であるハゼの実ろうそく復活委員会の判断を尊重し、受け入れた次第です。

ハゼの実ろうは、江戸時代の防長四白政策の一つで、宿井地区にはその当時の名残であるハゼの巨木があり町の天然記念物に指定されており、ハゼの実ろうそくまつりが次世代に継承されることを願っております。

今後、ハゼの実ろうそく復活委員会がハゼの実ろうそくまつりを再開させるめどが立つのであれば、町としても後援し、以前同様にサポートしていきたいと考えております。

3点目として、観光パンフレットについてのお尋ねであります、現在、作成に向けて観光協会と

協議を行っており、今年度観光パンフレットを新たに作成いたします。

また、見て歩記MAPの改訂版についても、観光パンフレットの作成にあわせ、観光協会と作成について検討していきたいと思っております。

以上、私のほうからお答えし、あとはまた教育長のほうから、パンフレット等については答えていただきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。私の方の関係についてお答えをいたします。

まず、パンフレットがない現状を町としてどう考えているのかというお尋ねですが、以前から郷土館で各古墳などの説明に使っていましたが、柳井や平生、田布施の古墳を掲載した熊毛王国古墳街道マップ、あるいは古墳の里インフォメーションは平成12年7月に発行しておりますが、現在はいろいろな改正の必要もあり使用しておりません。

その理由は、マップ作成当時と比べて、道路網などの状況が大きく変わり、説明資料として非常に使いにくくなっているということが原因です。

現在、本町教育委員会では、文化財専門員により田布施町を5公民館区に分けて、遺跡位置図と、それから主な遺跡の説明を記載をし、また裏に遺跡位置図を図示した遺跡のリストを印刷した資料を作成中でございます。これは本年7月より、各公民館区ごとに順次作成し、来年1月から広報へも掲載しようとしております。

現在、東田布施公民館、西田布施公民館区が完成しており、10月までには城南公民館、あるいは麻郷公民館と麻里府公民館も加えて、全町内での作成づくりを終える予定にしております。資料が完成後は、先ほど言われましたように、印刷等に出してきちんとしたものを制作するように考えております。

また次に、見て歩記MAPの改訂版は出されないのかのお尋ねですが、この件は、先ほど町長が申し上げたとおりです。

次に、各古墳の説明を含めたパンフレットの作成についてですが、遺跡地図は、現在進めている公民館ごとの資料の完成後に作成を検討したいと思います。

また、石走山古墳に係る駐車スペースの検討については、現在道路であるため、駐車場としての利用は困難であると考えます。

なお、この古墳は川西地区の各古墳から距離も近く、川西から御蔵戸までの遺跡の中心となる可能性もあることから、観光協会と連携をとって、古墳の活用方法を研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） まず、観光協会のIJU館のほうに移った件についてなんですが、先ほども述べましたように、孤立した状態で、そこのIJU館の管理運営もタッチできない、そういった状態の中でうまく機能するものかというような私の頭にずっとこびりついております。

それから、昨年度は人の出入りを多くするというので、あそこのIJU館を使ってフリマがあったかと思っております。それが今年度はまだ一度もそういったことが行われておりません。

それから、IJU館の利用状況がどうなのか。前は合宿等、そういったのに使えるようにということもありました。そうすると、そういった機能をもっともっとうまく活用するためには、観光協会だけがあそこにおいて、きちんとしたそういった管理運営ができる職員が常駐できないというのはどうなのか、その辺をお答えいただきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） IJU館の状況につきましては、お試し住宅体験とかで泊まりに来られる方もいるし、かなりの地域の方も、利用しておられます。

- 議員（5番 國本 悦郎議員） ちょっとすいませんがマイクを近づけてもらえますか。
- 経済課長（向山 智章君） I J U館の状況につきましては、お試し住宅体験とかで泊まりに来られる方もおられますし、地域の方、町内の方等もいろんな集会等にも御利用しておられます。
- また、フリーマーケットについてですが、今年についてはまだ開催しておりませんが、これから観光協会と開催しようじゃないかということで、今話が進んでいる状況でございます。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） せっかくそういったI J U館ができたわけですから、本来の使用目的、そういった形でしていただけるのがいいのではないかと思います。観光協会が管理運営できないのに、そこにずっととどまっているというのはいかがなものかというように思います。
- 議長（清神 清議員） 向山経済課長。
- 経済課長（向山 智章君） I J U館に借りてに來られる方が、あそこに行けば観光協会の方がおられますので、いろいろ施設の説明とか、その辺は観光協会のほうにもお願いすることもありますし、うちの職員が行って、お泊りとかの場合はいろいろ説明等もしておりますが、今職員も向こうにいませんので、観光協会の方とうちの職員とがお互いに協力しながらやっているという状況でございます。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） 本来の観光協会の任務というかやることからすれば、I J U館でのそういった活動というのはどうなんかなというように思っております。本来なら、I J U館を管理運営する方がそこに常駐し、いろいろな面で世話したりするのが筋ではないかと思います。
- 議長（清神 清議員） 向山経済課長。
- 経済課長（向山 智章君） いきいき館に観光情報センターをつくろうという話があったから、またI J U館をつくろうという話があって、本来であればいきいき館のところを観光情報センターとして観光のほうをきちんとPRしていこう、そこでまた移住・定住の相談等もあれば、観光協会の方にも町の案内人として、いろいろなことをこちらへ住みたいと言われる方へ情報与えてもらおうということで、スタートしたわけですが、先ほども町長のほうも言いましたけど、職員の配置がままならなかったことと、やはり地域おこし協力隊員を1名そこに専属でつけようと思っていましたが、早期に退職いたしました。そういう関係で、実際うまく運営ができていないのは事実でございます。
- でも、今後も協力隊員等も募集しようとも思いますし、28年度も追加の募集をいたしまして、応募等もあり面接とかもやったんですが、採用に至らなかったという経緯もあります。
- ですから、やっぱりI J U館が町の中央であり人が流れるので置いておいて、そこから情報発信する、いや情報観光センターですね。I J U館のほうは、観光協会等がいろんな会議をされたりするのに、今までの郷土館ではスペースが狭いとかもあって、月に1回の定例会とかいろいろやっております。資料等もかなり多くなっております。その辺はやっぱりI J U館のほうは今事務所として使うのには広いスペースがあるということで、そちらに常駐されている。いずれにしても、情報センター、I J U館、ここはずっと共同してやっていこうということで考えております。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） 観光協会につきましては、町外から來られました観光客、そういった方を相手に主に仕事をしていくというか、ちょっと以前だったら郷土館ですから駅にも近いし、交流館にも近いです。先ほど私の質問の項で触れましたように、郷土館の館長は田布施の町については、いろんな史跡につきましては詳しいです。それから、林芙美夫さんもときどき郷土館に訪れて、いろんなそういった交流ができます。
- 観光協会につきましては、今事務職員1人が常駐してやっている状況です。以前は郷土館にいるときには事務局長という一番要になる人が三日間、週出ておりました。しかし、今はそういった事務局長の職についている人はおりません。要になる人がおりません。孤立したI J U館でそういった観光協会の本来の役割ができるものかというように思っております。そういった声は、多くの人から聞き

ます。そういったことについて、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 観光協会につきましては、私が町長になったときは10年前ですが、町が観光協会、町長が観光協会の会長、そして商工会会長が副会長、郷土館の館長が同じく副会長ということで、田布施町の観光協会はやっておりまして。そして、その内容につきましては、ライオンズクラブ、これはボランティア活動の主たるものですが、それが一緒になって観光協会を支えてやっていきましょうよということでスタートしている状況でございました。

それで、いろいろな話の中で、観光協会の総会において、このままでは行政がそういう対応をしたんじゃないかと、観光協会は民間でやるべきと、山口県の各地の観光協会を調べてみると、行政がやっている観光協会が何ぼあるんだという質問を受けましていろいろ調べた結果、やはり民間で観光協会はスタートし、それが活力を上げて町の観光をしっかりとPRしていこうと、そして町に多くの方を観光に来てもらうような対応策をとろうではないかと。その場合には、田布施はどういう観光があるんだということからスタートして、いろんな話をしました。

今のライオンズクラブ等につきましては、ルートの関係をつくって、あれは古くからからやっているんです、協力して。ところが御承知のように、あの看板が立っているところがほとんどもう古くなって腐ってきたり、あるいは倒れたり、見えないところが。あるのはあるが、一体どうなっているんだと。ライオンズクラブもそこまでは手が回りませんということで先般、もう2年、3年ぐらいになるんですが、ちょっとその分は取りやめるという話になりまして、あの修正もできない状況です。

ですけど、田布施の観光の主たるものには、あのルート7とか8とかいうのがあるんですが、これは大きな観光の目玉の部分であります。そして先ほど来から移住の件で話がありましたが、これは新たな地域活性のスタートとして、観光というよりか田布施に多くの方に来てもらう、そして来てもらった便と一緒に観光の部分も説明して、田布施はいいところだから田布施に住んでほしいよということ、あるいは田布施に移住されないですかという意味合いを持って、創生事業の一環としてスタートしておる状況でありますから、まだまだ十分ではないし、あそこに観光をもって一つも不思議ではないんですが、それが活動しきれてないという部分があると思います。

今、経済課長が申しましたように、今まだこのスタートの状況の中で、十分に活用をしていないのが本音でありますから、ひとつ議員さん方のしっかりしたそういうお知恵をいただきながら、こういうことをやったらどうかとか、あるいはこういうのをどうだという話があって私はいいいと思いますし、今質問を受けて御質疑いただいたことは、これからしっかり検討していきたいと。あるいは、パンフレットにしる全てのものについて、田布施に多くの方がやはり観光に見えるということが大事だろうと思いますし、県もその辺も踏まえて県自体が観光に力を入れるということでやっておりますので、それにのって一緒にやればというふうに思っております。

ただ、この中で言いましたハゼろうとか、いろいろな単費的な事業が各あるんですが、これがやはりできたりやめたり、できたりやめたりという状況があります。御承知のように牡蠣小屋、これも一つの観光名所になるんですが、これはもう漁協の関係、あるいはそういったもんでいろいろなことをやって、ハモの祭りも一緒です。やっていらっしゃいますが、あくまでもその辺とのタイアップはしっかり、こちらは行政の立場ですから、あせいこうせいにはできませんが、そういうふうに観光にかかわれる皆さんのお力を借りる、それはやはり議員さんがしっかりくみ上げてやっていただきたいという思いがあります。

私も少しそういうことを、國本議員さんと同じように3年間ほどアカシア祭りという花の祭りをやりました。多くの方が、1,200名とか1,300名とかいう方が、あの狭い田舎町にばさっと見えたんです。これは行政から一切支援はいただいておりません。あくまでも地域の皆さんが協力してやろうとやった経緯があるんですが、それも3年で終わってしまいました。その後、2、3年は、あれはなぜやめたんですが、なぜやらないんですかという質問がいっぱい来た。だけど対応ができる状況

じゃないし、今の農業のそういう関係としては対応できませんので、またやれる範囲がきたらまた御案内申し上げたりできると思いますということでやっておりました。当時は私は議員でも何でもありません。ただの一人として始めたあの祭りもそういう状況であります。

今、実際にやっていらっしゃる方が何点もあるんです。そういう方へはできるだけ行政は支援をしていきたい、町おこしをしたいのはやまやまです。ただし、それは行政として出すお金がそこまで限られておりますので、十分な手当ではできませんが、しっかりと議員の皆さん含めて町全体で観光に力を入れていくんだという状況があれば、もっとすばらしい町ができると思いますし、今一部分に言われましたが、田布施は石城山という大きな山を持った形ですが、あの石城山が町村合併以降、光市のほうへ移行してしまって、ほとんど石城山の活動ができていないんです。だけど、御承知のように山城太鼓なんかは、あの石城山を活用しながら一生懸命あれをやっていらっしゃる。その会長さんが今観光協会なんで、その辺を踏まえて、これからはしっかりと対応できればというふうに思っておりますし。

観光協会から行政にいろんな質問、あるいは要望があれば、お応えできる範囲でやっていくというつもりでありますので。ひとつ議員さんの御協力もいただき、十分な答弁にはなりません、そういう状況で今進めているという状況でありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ちょっと済みませんが、町長さん、ポケットに手を突っ込んでお答えするのはやめていただきたいと思います。済みません。

○町長（長信 正治君） 済みません。ちょっと手術をしております、ここの腹の部分に声を出すと、力をかけると支障を来す部分があるのでこういう、ポケットには入れてないんで。ベルトのところを持っている。そのためにサスペンダーのベルトであると。みっともないんで本当はやめたいんですが、そういう状況がありますので。議員の皆さんにはその辺の話はしておりませんし、職員にもしておりますが、手術した後の都合で、どうしてもここに力を入れると支障があるという状況でありますので、申しわけございません。そういう御心配をかけたことを、そして態度としてはよろしくなかったというふうに思いますので。これからはポケットには手を入れませんが、ここに手を置くのも少し心得てやりたいというふうに思います。一昨日の敬老会でもこういうことでしゃべった気がしますんで、大変皆さんに申しわけなかったと。これからは気をつけます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） I J U館、それから観光情報センター、これがうまく機能していないという回答を得たんじゃないかと思います。本来なら、いきいき館のところに観光情報センターを設置するというのは、本来あるべきではないんじゃないかと思います。経済課地域振興室ということで、そこへ設置するのであれば、I J U館のほうに移転して、そこでI J U館の管理運営も兼ねてやっていると、3つに分散している拠点が2つになります。観光協会も何人かの人がそこにおれば、いろいろ情報交換しながらやっていけるのではないかと思います。その辺、よろしくお願ひしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 言われることはよくわかるんです。この小さな町に3つも観光センターの拠点みたいなのは要らんんじゃないかと、1カ所でしっかり十分やれということもあろうし、もっとほかの活用もしっかりやったらどうかということも言われると思います。I J U館はI J U館としての大きな目的を持ってやるため、ただあそこだけでいろいろなことをやらずに、やっぱり観光協会等があそこに入出入りすることによって観光協会の方に。それと、その交流館のことも同じ事です。以前はあそこがやっぱりあって、I J U館の後からいったあとにあそこが主体になっていきましたがやっていない。元来、郷土館が本来のスタートを早くから観光協会の窓口としてやっていたというのが町がやる時代のスタートだろうと思います。できるだけその辺はしっかり整理して、言われるように地域に

負けない、観光協会が活動できる場づくりをしていきたいというふうに思います。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 観光パンフレットがないということにつきましては、早急に対処するというので、できるだけ早い時期にそれを実現していただきたいといます。私も田布施町まちづくり研究会なるものをつくって、田布施駅に観光パンフレットを置くラックを置かせてもらっております。非常に好評で、1週間ですぐなくなって、今あそこに置いているのは、田布施町の特産品と、田布施町お食事どころ・宿泊・腹ごなしどころマップ、これだけです。何とも本当寂しい限りです。よろしく願いいたします。

それと、古墳につきましては地図をきちんと作成すると同時に、私有地だからなかなか手が届かないところもあるかと思うんですが、国森古墳とか後井古墳、それから木の井山古墳、そういったのは指定を受けております。そういった整備もあわせてよろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 答弁は。

○議員（5番 國本 悦郎議員） お願いします。答弁はいいです。

○議長（清神 清議員） 答弁はよろしいんですか。

○議員（5番 國本 悦郎議員） はい。先ほどの件はお願いするというので。ちょっと待ってください。

○議長（清神 清議員） 時間が後13分で残り2問目ということで。

○議員（5番 國本 悦郎議員） すみません。原稿がどこにいったか見当たらず。要旨を使って質問いたします。私は学校とか保育園、そういった施設は地域の一大文化拠点であり、地域で支援すべきものと思っております。それから、学校教育だけでなく、いろんな活動や情報はオープンにして広く公開すべきものと思っております。町内の各学校では、学校だよりを出しております。それぞれホームページを持って、教育活動などの情報も発信しております。私は以前、教員時代にホームページのほうを担当してまして、各学校どういったようなホームページを出しているかというのを、ときどきのぞかせてもらっております。

以前は、どの学校も更新することがめったにありませんでした。その年だけじゃなくて、二、三年前のページがそのままアップされている状態もございました。今年度は、夏休みに入って時間的余裕ができたのかもわかりませんが、全ての学校のいわゆる基本的データはアップされております。

しかし、物足りなさを感じることもあります。生き生きした教育活動や子供の様子が見えないでは、どうかなという思いがあります。町内の学校でいえば、麻郷小学校はいろんな行事をPDFで保存してそれをアップしております。麻郷小学校のホームページを見ると、本当に生き生きとした活動が見受けられます。

しかし、ほかの学校との学校格差というかそういったのが見られるのは残念です。保護者だけでなく、学校を支援してくれる地域の人にもホームページをアピールしようと思えば、それなりのものがアップできるような担当者だけでなく、学校としてのバックアップ体制も必要なのではないかと思います。

教育活動をホームページで公開すれば、それで事足りるということになると、そうではないかと思えます。交流者にとってはネット環境のない人がたくさんおります。そういった方にも学校の生き生きした状況を知らせる必要があるのではないかと思います。

そこで、ホームページの充実と地域への広報活動について質問したいと思います。

1つは、各学校でホームページの新しい担当となってもすぐにアップできるマニュアルはあるのでしょうか。

2つ目に、ホームページの学校間格差をなくすために、企画課のホームページの担当者を交えて研修や、学期に一度でもいいから担当者同士の研修はできないものか。

3番目、ホームページに子供の写っている写真をアップしようと思ったら、保護者の同意書がいり

ます。そういったものはとっているのでしょうか。

それから4番目に、公民館などの町の施設に学校情報コーナーを設けて、当該地域だけでなく町内全ての学校の学校だよりや行事予定表、それから学校開放日というか公開日、そういった案内を置けないのでしょうか。その点についてよろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、学校教育の公開について、数点ですか、4点お答えしたいと思います。

まず、ホームページの更新マニュアルについては、町のホームページに内部掲示板というのがありますが、そこに最新マニュアルが常に掲載してありますので、教職員については誰でも容易に閲覧できまして、ホームページのアップに対応できるようになっております。

次に、ホームページの担当者の研修につきましては、各学校、小学校、中学校ありますから、各学校1名から5名の教職員で組織しております、情報教育推進委員会というのがあります。

この情報教育推進委員会では、研修については年に2回行っております。ホームページの更新についても研修を可能ですし、していると思います。町情報管理係の職員との研修につきましては、パソコンの操作とか不具合といったことで、職員の指導を仰ぐことがあります、町職員を招いての研修というのは、システム改修のときには行っていますが、それ以外にそういった研修はありません。

3つ目のホームページの写真等、個人情報の掲載、公開につきましては、個人の写真や氏名がクローズアップされるという場合には、基本的に保護者の同意を求めようとしておりますが、同意書については特別の場合を除いてありません。学校だより等、ホームページに掲載する場合は、個人情報に当たる部分がある場合は、ネットについてはカットしたりぼかしたりというふうに、多少加工しております。

4つ目の公民館など、町の施設に学校情報コーナーを設けて、町内全ての学校だよりや行事予定を掲載できないかという御提言でございますが、各学校では、各家庭を中心に役所、それから公民館、図書館等に学校だより等を配布して届けておりますし、掲示を依頼しております。

小学校では、各校の施設により、中学校は全町を対象に情報を発信しておりますが、依頼された情報を施設ではわかりやすく、学校情報紙を掲示していただいているところもありますけど、中にはスペースが十分でなく、見やすさの点で苦慮している施設もあるんじゃないかと思えます。

社会教育課では、各施設の掲示が地域の皆さんにわかりやすい掲示になるように工夫に努めていただこうということで、月の館長会議等には必ず依頼をしておりますし、確認をしております。

また、小学校では全町で全ての施設に情報紙を届けられないかとの御提言ですが、これは効果的な面、あるいは人的、物的な面からも、現状では非常に難しいというふうに考えております。その分、学校だよりや行事予定表を使って、学校のホームページ等を利用していただくように、先ほど言われたように、町内外の皆様情報提供できるように、いろいろ工夫をしているところでございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 國本議員。残り時間が4分ばかりですので、よろしく願いします。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 先日、麻里府公民館に行きまして、麻里府地区も麻郷小学校のほうに何名かの児童が通っておりますので、学校だよりが掲示していないかなというふうに思いましたら、掲示してありませんでした。聞いたら、館長宛てには来ておりますということでした。こちらとしては、地域の者がよく公民館に行きますから、そのときにそういったのを掲示していただくと、ああいったように活動しているんだな、こういったように活動しているんだなというのがわかるかと思えます。

麻里府小学校のときには、放課後教室でたくさんの高齢者が協力してやっております。見守り隊も、登校時にバスに乗らずだけで、帰りは機能しておりません、そういった点。それから、今回は中学校の運動会につきましては、地域の人にもぜひということで、麻里府公民館にも置いてありました。

ですから、そういったような形でいろんな情報をとにかくオープンにしていく、地域の人に。そうすると、地域の人もいろんな形で、今までも見守り隊とか放課後教室とかいろいろな形でボランティアで協力されたと思うんですが、もっともっと多くの方がかかわれるのではないかと思います。その辺をよろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、國本悦郎議員の質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 次に、松田規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 一問一答で、3問質問をしたいと考えております。

1 問目は、課税客体と都市計画税と題しまして、町長よろしく願いします。

表題を都市計画税とシンプルに表現すればいいんでしょうが、都市計画税だけでしたら、税一般に話が持っていけない可能性もありますし、それで質疑応答の中で多少の幅を持たせていただくために、課税客体という、私つい最近までお恥ずかしい話ですが、この言葉を知りませんでした。

私と同様に御存じない方もおられますので、最初にこの課税客体の説明をいたします。課税客体とは、税を課される対象となるものや行為をいいます、とこういうことです。

それでは、質問に移ります。

都市計画税は課税するかどうかを地方団体の判断に委ねられている任意税である。地方税法に都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、中略、都市計画税を課することができる、とある。なぜ、田布施町には都市計画税があるのか、以下質問します。

1、任意税である都市計画税を導入した理由とその時期。

2、県内、国内の都市計画税の導入状況は。

3、上限税率0.3%の制限税率があるが、田布施町の税率は。年間収入金額と一世帯がおよそ支払う都市計画税額、また県内他市町の税率状況は。

4、市街化区域に住む町民には単なる固定資産税以外の増税の思いがある。この税は具体的にどのように使われているのか。

5、目的税である都市計画税は一般会計の中で使途が管理されているのか。国民健康保険会計、下水道会計のように別会計にする必要はないのか。一世帯が年間およそ支払う国民健康保険税額、下水道使用料金額をお聞きする。

6、税徴収エリアの見直しは、過去にしたことがあるか。あれば、その理由と今後の予定はどのようになっているか。

7、各自治体が手厚い住民サービス提供、支援競争となっている。新たな住民支援でなく、この税をやめて、他の自治体との違いをアピールする方法もある。その税源確保のために、ふるさと納税は今以上に頑張っていかにやいけんというふうに考えております。

回答をよろしく願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

都市計画税の課税根拠は、御承知のとおり、都市計画事業等の実施に伴う、土地及び建屋の所有者の受益があるとされ、都市計画事業が実施されると、住居環境の改善や土地利用の増進等を通じて、土地及び家屋の利用価値や地価が上昇し、所有者の利益が増加すると見込まれます。

都市計画税は、こうした公共サービスから受ける利益を着目して課される、応益税としての性格を有するものです。

この都市計画税は、昭和25年、税法上一旦廃止されておりましたが、昭和31年、地方税法の改正により、受益者の負担制度を拡充する趣旨から、再度、市町村の目的税として創設されました。

現在、都市計画税を課税する市町村は、全国で651団体あり、全市町村に占める割合は37.9%です。このうち、制限税率である0.3%を採用するのは、328団体として、全課税団体の約半数を占めています。県内では、全13市町では、田布施町1町が都市計画税を課税しており、税率は多くの市町が0.3%となっています。

本町の導入時期は、昭和37年度から山口国体を翌年に控え、駅前開発等の都市計画を多く抱える中で導入されております。

税率は、昭和48年まで0.2%、昭和49年から0.12%、昭和50年から平成17年までが0.15%、平成18年から近隣の柳井、光と同じ0.3%としております。

年間の都市計画税収は、平成28年度で、9,208万992円、納税義務者数は、4,144人です。1人当たりの税額は2万2,222円となっております。

現在、本町では、道路、公園、下水道整備等の都市計画事業の経費に充てるため、区域を定めて課税しております。

以前は、都市計画法に基づく用途区域に限って課税をしておりましたが、公共下水道事業の認可区域の拡大において、用途区域以外の下水道整備を行なった区域についても、負担の均衡を考慮して、平成18年度から都市計画税を課税しております。

今後、徴収エリアの見直しの予定はございません。

次に、目的税である都市計画税は一般会計の中で使途が管理されているか、とのお尋ねですが、都市計画税を充当できる事業に要する費用の範囲は、1、実施済み、実施中、実施予定の事業に必要な直接または間接の費用であり、借入金の償還費等も含まれること、事業の施行主体にかかわらず、市町村の都市計画区域内において行なわれる都市計画事業等の実施に必要とする費用であること、3、国の負担金や受益者負担金等の特定収入がある場合は、それを除いた額を都市計画税の財源に求める部分とすることが規定されております。

現在、都市計画事業費と地方債償還額に都市計画税収入額を充当しており、平成28年度の充当率は25.7%となっております。

今後、都市計画税の使途について、議会に対する使途の明確や住民に対するホームページ等により、周知の方法を検討してまいります。

なお、本町といたしましては、今後も都市計画税を維持し、都市計画事業を推進し、住みよい、安全・安心なまちづくりを目指すこととしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 28年度版の事務執行状況概要をお持ちの方はちょっと用意していただけますか。

93ページから95ページにかけて、都市計画費という形で、先ほど安心・安全、住みよいまちづくりのために、道路や公園、そういうものにお金を使うとありましたけど、ここに公園とか街路とかいろいろありますが、ここには町内全域のエリアの金額が入っているんじゃないじゃろかと。それと同時に、年間で9,200万、僕は具体的には全部足し算はやっていないんですが、使われた金額9,200万より少ないんじゃないかなという気がするんですが。どんなものでしょう。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 都市計画税9,299万円でございますが、平成28年度の都市計画税の充当先といたしまして、都市計画費の中の街路、県がやっております八和田定井手線の街路でございますが、それに対する29万円、それから下水道に対する515万9,000円を直接として、トータル544万9,000円が直接費の対象としております。ただし、残りについては一般会計で街路のほう、公債、起債の返還等、それから下水道特別会計の起債の返還、これにあわせまして、8,754万1,000円を充当しております。トータル9,299万円としております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 都市計画税で徴収したお金が、下水道特別会計のほうへ回っているというふうに理解したらいいんですか。

○議長（清神 清議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） そのとおりです。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 一般会計と特別会計というのは、会計が分かれているわけです。ですから、私が思うのは、一般会計で市街化区域に住んでおられる、確かに便利なところに住んでおられるというふうに言えるかもわかりませんが、そういう方に都市計画税として0.3%の税金を徴収して、約9,200万円を一般会計で収入を得ていると。それは下水道に持っていくべきでなく、下水道以外の会計が一般会計なんです。道路、公園、いろいろなもの、今後予定されています駅の農学校に行く踏切の改良とか、こういうところへ持っていくのが本来の姿じゃないじゃろうかと。

特別会計、下水道、確かに下水道、収入が約1億2,000万円ぐらいで、補助金あるいは町の繰り入れ、地方債、そういう形で約8億からの大きな会計になっていますが、収入だけで見ますと、都市計画税の下水道の使われている使用料等の収入1億2,000万円というのは大差ないんです。ただ下水道のほうは特別会計になって、都市計画税のほうは一般会計になって、僕は安易に町の増収のために都市計画税という形で徴収されて、管理は、失礼な言い方ですが、あまりされていなくてお金を使われていると。

ですから、住民の中立・公平という観点からいいますと、先ほど町長の質問の中でも税率もいろいろ変わっていますよね、導入されてから。国体のために導入されて、それ以後いろいろ税率が変わっていますが、この今0.3%になっていますけど、この都市計画税は本当に都市計画税として田布施町民の市街化区域に住んでおられる方に徴収するのがいいのか、先ほど言いました中立・公平という観点から、今標準税率の固定資産税1.4%になっています。ですから、もう0.1ぐらい上げて、田布施町は条例で1.5前後にして、一般会計の税収を確保するのがいいのか、僕は考えてもなかなかどちらが正しいのか、結論は今まだ勉強不足で出していませんが、都市計画税があるのがいいのか、ないか、ここから考えていく必要があると思うんですが、町長どうでしょう。本当に都市計画税というのは一般会計にとって、確かに9,200万円の税収は必要なんですけど、どういう形が町民にとって中立・公平なんでしょうか。お考えがありましたらお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 非常に難しい質問されましたが、都市計画税自体に限られた目的税みたいな形になってしまっているんで。それ以外でもいろいろな税が入ってくるんですが、本町が取り扱っている都市計画税については、今住民の皆さんからも都市計画税が高いので払わないとか、という状況で直接私のところへは聞かれていないんですが。

都市計画税を払うということに、その目的の仕事が来んどという話はしょっちゅう来るんです。それはやはり、その中において工事の全体の進捗状況においては進んでない部分があるという状況があって、いつもお断りを申し上げる部分もあるんですが。そうかといって、今やりかけのこれから将来進んでいくところを今中止して、それじゃあそのほうも終わりますよという状況にはどうていられないと思います。全体の事業進捗状況、あるいは都市計画税にかかわる事業、あるいはその辺を踏まえて、どういふふうにこれからやっていくかという。

それは取っちょるところもあるし、取っちょらんところある。隣の平生さんなんかは一切関係ないよという関係でやってらっしゃいます。そうかといって、下水道事業は一緒にやってらっしゃる。その辺の違いもあろうと思いますんで、しっかり勉強しながらやっていきたいとは思いますが。

正直言って、本町の財政の厳しさはもう松田議員さんも御存じのとおりだと思います。今この分に

かわる何かほかの財源を確保して、9,000万円の財源を確保して、今までどおりの事業をやっていけど、今までどおりの町政運営をしていけと言われたときに、私も、はい、じゃあそうしましょうというふうにお答えを出さないのが本音でありますんで、もう少ししっかりこの都市計画税については勉強といろんな課題を調査し、これまでやってきた経緯の中で判断していかざるをえないというのが現状でありますんで。やるのがいいんか、悪いんかというのは即答は到底できませんが、そういう状況でございます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 田布施町民のために、どういう形がいいのかというのをみんなで知恵を出し合って、考えていけたらいいと思います。

質問の7の中で言いましたが、ふるさと納税です。ぜひとも、何百万の世界から何億の世界まで頑張っていきましょう。僕は当初、ふるさと納税というのは日本全体を考えたら無駄に消えとる部分があるんで、確かにあまりいい方法じゃないというふうに思うとったんですが。最近、やらんにゃ損じゃちゅう思いになってますんで、特にまたきょう、朝NHKのニュースでマンホールのふたが、國本議員が観光について1問目で質問されましたが、マンホールの蓋のデザインが市町村によっていろいろ違うんです。それを写真に撮ってというふうな朝ニュースでやっていました。それで、田布施も下水のマンホールが、僕の記憶違いじゃなかったら、NTTの先輩のカワモトさんという方が、「松田君、下水道の蓋、僕は図案を応募するけ」というふうなことを言われて、だから今採用されているのが先輩のカワモトさんが描かれた図案がマンホールの蓋になって、きょうニュースでやっとなら100ぐらいあった中で、その中に田布施あったんじゃないか、マンホールのふたでもそんなに観光の目玉になるんじゃないか、ふるさと納税でいったら、田布施が農学校の滄桑という高校生がつくるお酒が、全国的にも高校生がつくるお酒はないじゃないですか。これを何百本限定というふうな形で出せば、マンホールの蓋を集めるという方もおられるみたいですから、ふるさと納税で高校生がつくるお酒というのは非常にプレミアムな価値がありますんで、おもしろいかななんて、きょう朝ここへ来るまでに思うところです。

都市計画税については、最後にもう一つ質問します。この質問で都市計画税は終わります。また、資料ですが28年度の決算資料です。この薄い、お持ちでしたら3ページを開いてもらったらと思います。決算等資料の3ページですが、田布施町財政関係支出推移表です。この表の真ん中に、基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税決定額あります。28年度は、末尾の数字が収入額と交付税の決定額を足せば、財政需要額になるんですが、22年度から27年度までは足したものが数字が合うんですが、28年度だけ末尾が2違うんです。これは100円単位を四捨五入するためにこういうふうになったんだろうと思うんですが、ミスプリントかどうか、ちょっと確認してもらうたらと思うんですが。この話は置いておきまして。僕、都市計画税を導入しているところと、導入していない、全国にも651の導入している、37.9%が導入しているというふうにたしか先ほど言われたと思うんですが、都市計画税をもし田布施町がやめたら、この基準財政需要額というのは住民サービスを行う町の支出ですから、都市計画税をやめてもこの金額は変わらないと思います。

それで、基準財政収入額は、都市計画税をやめれば、収入が9,200万落ちるわけですから、この数字が下がってくると思います。そうすると、僕の頭では、国から田布施が事業を行うのに金が無いなら交付税が増えるよという、そういう単純な発想になる気がするんですが、ここにはいろいろ制約があるんでしょうけど、この表の基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税決定額、これを見ると、もし田布施が都市計画税をやめたら国の補助が、穴があいた分だけもらえるんじゃないかと。

国にとっては、田布施町は財政が苦しいのに非常に優秀な、ある面、油と百姓は絞れば絞るほど出るちゅうな感じで、貧乏じゃが田布施はよう言う事聞け、絞れば絞るほど税金を納めてくれるけえちゅうて、この表を見れば僕はそういうふうな感じを受けるんですが。こんな単純なもんじゃないでしょうが、私の考え、基本的なところが間違っておりますでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） まず、決算等の資料、普通交付税の決定額等につきましては合っていますので、決算書にも普通交付税額と一致しておりますので合っております。

それから、今の松田議員さんお話の中で、都市計画税をとらなければ普通交付税として入ってくるのではないかというお話ですけど、ちょっと私もうろ覚えで申しわけないんですけど、基準財政収入額には法定の普通税、それから事業者税とか利子割交付金とか、各譲与金の関係を基準に基づいて入れるものでございます。

ですから、法定普通税の中に都市計画税が入っているかどうか、この辺についてちょっと確認をしないと答えができないところでございますので。これはまた決算審査の特別委員会のときにでも、またお答えしたいというふうに思っています。

その辺について、単純に9,000万円もし都市計画税が入るとしても、9,000万なくなれば、そのままなくなれば交付税が入ってくるかということ、なかなか仕組みがまた違いますので、その何%とかということになりますので。ゼロ円になれば9,000万円交付税として入るとということにはならないというふうには考えております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 都市計画税を徴収しているところと徴収していないところありますんで、いろいろ研究してもらったらというふうに思います。

2問目行きます。

アピールできる教育環境。

ふるさと田布施の特徴は、海があり、山があり、緑豊かな自然に恵まれている。自然環境は確かによい。大きな自然災害もない。住民生活にとって自然環境のよさは住居選定の条件の一つではある。恵まれた自然だけのアピールでは、訴える力が少し弱い。田布施町の教育環境は実に素晴らしいと私は思う。西田布施地区の保育園は統合となるが、それでも町内5地区に幼稚園、保育園がある。麻里府小は児童数の減少により麻郷小に統合となったが、スクールバスで通学でき、飛地の小行司地区を含め、ある面各地区に小学校が存在すると言えるかもしれない。

約50平方キロのほぼ中心に中学校はあり、飛び地を除けば、自転車で通学は可能だ。私の中学校時代、約半世紀前のことになるが、小行司地区の生徒も当時は自転車で通学していた。そのころ同級の1年生が中学生にとっては大きな自転車で通学していた姿が思い出される。今、中学生が学校へ通う通学路は舗装され、多くの歩道も整備されていて、生徒は比較的安全に通学できると思う。

一番アピールできるのは、最近まで高校が2つあったこと。平生町との境に普通高校があり、これは0.5とカウントでき、農業、工業が統合され1つとなったが、現在の田布施町には高校が1.5ある計算だ。高校生の自転車通学可能圏に、普通、農業、工業、商業の全てあり、JRを利用すれば多少時間は必要だが、学生は自力で商船、高専の2校にも通学は可能である。このように、田布施町に在住すれば学校選びの進路選択肢が多く、18歳までの教育環境は素晴らしいと断言できる。

現状を述べたが、このまま少子化がもっと進めば、熊毛南高校は、伝統は柳井高校よりも古いにもかかわらず、統廃合の対象となり、近隣の普通高校0.5が無くなる可能性が高い。地域活性化のためには公民館と学校は、財政が許す限り、私は存続させなければならないと考えている。

今のままでは、熊毛南高校の募集定員が減少していき、将来は柳井高校に統合となるだろう。その対策としては、旧高森高校のように中高一貫校しかないと思う。田布施中と平生中の両町の2校が、熊毛南高校の中高一貫校となれば存続できると考えられる。一貫校になれば現在の高森高校のように、学力レベルの上昇も期待できる。町長、教育長、県に対して熊毛南高校存続の要望をお願いしたい。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

県が進めています県立高校の再編整備計画で、熊毛南高校の存続の要望をしてはどうかとの御質問ですが、現在、熊毛南高校は県立高校の再編整備計画には入っておりません。

これまでの再編統合を見ても、平成の大合併の影響もありますが、分校を除き、市町から全ての高校がなくなった市町は、現在のところありません。また、合併後の市を超えての再編統合を行った高校は現在のところありません。

阿武町には奈古高校は2学級で残っておりますし、今回、2017年から2020年の実施計画において、光高校と光丘高校について統合の予定が示されましたが、光高校は4学級、光丘高校は3学級であり、近隣の小規模である周南市、旧熊毛町になりますが、にある熊毛北高校は、実施計画において言及がされておられません。このような状況から、熊毛南高校の存続要望を今する考えはありません。また、中高一貫高校につきましては、再編整備とは別であり、これまでもそのような話は私は聞いておられません。さらに、県や平生町の教育委員会との協議が必要になってきますので、本町だけでの考えで進めることはできませんので、議員の御意見は今後の参考いただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、県立高校の再編整備が進むなか、熊毛南高校存続の要望を県に働きかけてはどうかという御質問にお答えします。

山口県教委では、再編整備による特色ある学校づくりの推進、これまでの各高校への入学者数の状況及び今後の入学者の見込み、さらに中学校卒業者数の減少状況などの観点から、各学校の再編整備実施時期が検討されまして、喫緊では平成29年3月に、平成29年度から平成32年度の実施計画が示されたところです。この度の実施計画では、先ほど町長からもありましたが、周南地区の普通科高校の再編統合や県中央部の、あるいは県西部地区への多部制の定時制高校の新設が示されております。県教育委員会では、小・中・高等学校の保護者など関係者の意見を聞きながら、基本的な学校づくりやその時期時期よっての実施を検討し、再編整備実施計画に取り組むとともに、パブリックコメントを実施しておりまして、これにより県民の意見を募集し、提出された意見については、県教委の考え方が丁寧に示されております。

御質問の件につきましては、これまで県の再編整備実施計画において、熊毛南高校は検討の対象になっておりませんが、先ほど申し上げました県民の意見を反映させる仕組みが既に整っております。そのため、地元高校の今後のあり方につきましても、これらの仕組みを活用して、我々教育関係者のみならず、地域の声もしっかり届けていってほしいというふうに思っております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 再編整備計画の中に、熊毛南高校が入っていないからということで、今のまま少子化が進んでくれば、いずれ話題になってくると思います。話題になってから、熊毛南の統廃合が話題になってきて、いろいろ動いたんでは、時すでに遅しというような形になるかわからないので、そういうふうになる前に、言わなければやってもらえません。ですから、話題が出る前に、先に県のほうへこういう話があるんじゃないかという形で、町長も伝える考えがないというふうに言われましたが、そこを何らかの形で県のほうへ、話があるというだけでも伝えてもらったらと思うんです。私が思う、なぜ中高一貫校がいいかといいますと、いずれ今の中学校、平生中は田布施よりたしか古いですが、施設というのは田布施の本庁舎の建替え問題があるように、施設は古くなりますから、建て替える必要が出てきます。そうしたときに、今熊毛南高校のある周辺は空き地もありますし、そして中学生であれば自転車でも田布施町の子も平生町の子も通学が可能です。

また、田布施にとっては、中学校の借地料の問題も解決できるんじゃないか。大きくこの4つぐらい、一貫校になって、学校の建物等古くなって、建て替え等話題が出たときに、あの場所に平生中の

生徒も田布中の生徒も通えるような格好になりや、将来いいんじゃないかなという思いがありますんで、この問題を話題が出てから提起するんじゃないなくて、少子化が進んでいますから、今の時点で提起しました。教育長も町長も、お二方にぜひとも話題が出るというだけでもええでしょうから、県のほうに伝えてもらったらいふうに思います。

正式な要望じゃなくて結構ですから、何らかの機会で県のほうへ伝えるということはできないでしょうか。質問いたします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 議員さんと私も同じで、やはり地元で学校が存続するというのは大切なことだと思います。そういった面で存続要望というのは、それは当然のように、そういう状況があればやっていかなきゃいけません、問題は子供たちをたくさん集めるちゅうことが難しいので、その辺の対策はどうするかちゅうことが大きいと思います。

たまたま今、松田議員が中高一貫校というふうな形を申されましたが、実際、中高一貫校というのは、国が示しているのが3種類あります。

1つは同一学校型というのがあります、これ今、山口県では下関中等学校が行っております。これは、当然ながら小学校も中学校も県立学校ということになりますので、該当しません。

もう一個は併設型というのがあります。これは先ほど出ました高森みどり中学校・高等学校の例です。これは、やはり同じように同一校の設置になりますので、中学校、高等学校が県立学校になります。そうすると、残されたのが1つです。これは連携型という形です。これは、やはり市町立の中学校に県立の高等学校というのが可能で、山口県では1カ所、安下庄高校と安下庄中学校がやっております。これになるかというふうに思います。ただ、これになると、ちょっと専門的になりますが、教育課程が全然別です。校長が別におります。いわゆる一貫校は校長が1人ですから、きちっとした教育課程が組めるわけですけど、連携型となると、田布施町の今小学校と中学校がやっているように、校長が全部違うという形で、なかなか連携が難しいと。教育課程の編成が難しいというのは、学力を上げるといっても上がりません。非常に無駄が多いと。しかも、この学校はどうしても高校を存続させるために必要ですから、非常に過疎の地域になります。先ほど議員が申されたように、過疎の地域ではありませんので、これにも該当しないということではなかなか、御提言ありました中、大変失礼な言い方ですけど、そういった中高一貫の形というのはここでは取りにくいちゅう形が出ようかと思えます。そういった以外に、これから取り組んでいかなきゃなりませんし。先ほど町長申しましたように、熊毛北高校のように小規模であっても、あるいは奈古高校のように存続しているという、私も一部かかわっておりますが、やはり人数が少ないから学校は廃止するというふうに県は考えておりませんので、もう少し長い目で、また危機感を余り持たれないで、安心して見ていただけたらと思います。

また、そういう状況があれば、平生町あるいは柳井市とも協働しながら、また取り組みをしていきたいと思えます。また、議員さんにそういう面でも応援していただきたいと思えますし、ぼーっと見て廃校になるのを待っているということはいたしませんので、御安心いただけたらと思えます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 話題に出すのがちょっと早すぎたかもわかりません、10年ぐらい、3問目に移ります。

所有者不明の土地対策、町長よろしく願います。

所有者不明の不動産は、都市部でも問題化している。今、地方でも早急な対策が求められている。新たに所有者不明の土地を出さない、不明の土地はどう活用するかの取り組みが必要だ。

村議会が成り立たなく、議会の廃止が検討される時代である。限界集落も国内には多数あり、集落消滅発生も今後は増加する。人が住まない地区なので、行政は何らかかわらない方法もあるが、全く利用されない不動産でも固定資産税がかかる。自然災害の備えも要する。

かつて、土地は価値の源泉だったが、人口減少が本格化する中で重荷となり、放置されたままの資

産が随所に出現している。人口減少に比例するように、放棄された土地、家屋の持ち主がわからない所有者不明の存在が今後も増加しそうである。みんなで知恵を出し合い、ベストでなくベターでよいから対処していきたいものだ。

よろしく申し上げます。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

所有者不明土地対策についてのお尋ねですが、不動産に関わる問題は様々ありますが、その多くは所有者の死亡が起因し、大きくはその管理に関する問題と、町税の賦課徴収に関する問題があります。所有者が死亡した場合、相続人は所有者の移転登記を行い、その不動産の管理を行うこととされていますが、相続人が町外在住者の場合など、家屋は放置されて老朽化し、危険家屋となる場合や、山林や農地も管理放棄され、荒廃が進むといった問題があります。

このように所有者が判明している場合は、特定空家としての対応や売却の促進、場合によっては滞納処分など、早期に適正措置をする必要があります。

一方、資産価値の低い物件や債務が残っている場合など、移転登記を行わない相続人や相続放棄をするケースも増えています。登記を行わない場合は、時間の経過により法定相続人がふえ、戸籍による追跡調査ができないものや、居所不明や海外転出による生死不明など、相続人及び代表者の特定が非常に困難になってきますので、職権による移転登記や滞納処分が困難となります。

また、相続人の全員が相続放棄した場合は、債権者により相続財産法人が設立され、相続財産管理人により財産の処分が行われますが、財産価値の低い物件には売却先が見つからないこともあり、また相続財産法人すら設立されないこともあります。本町では相続人不明や相続人不存在の案件は多数あり、適正な賦課徴収を行うため、これまでも独自での相続財産法人の設立も検討して参りましたが、必要となる経費の問題や、長期化する手続き時間を考慮すると、費用対効果から着手することができないのが現状であります。

このような所有者不明の案件は、全国的に大きな社会問題となっており、その面積は推計で410万ヘクタールに達するとの発表もあります。これは九州より広い面積と、こういったことから、国では公共事業の大きな妨げになっていることもあり、公共目的のためなら所有権をそのままにして利用できる制度や、土地放棄や寄附の受け皿づくりも検討されようとしています。

私といたしましては、一自治体で対応できる問題ではなく、ぜひ早急に国レベルで対応方針を示していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 昔は土地は非常に価値のあるものでした。今は若者が地元に残れないような状況になっていますので、不動産が負の動産と、そういう本当ないほうがええよというふうな、そういう形になっていると。駅周辺でも本当もう要らんよというふうな話を聞くことが多いんです。残り時間が5分ですから、ちょっと自分の思いを、長くなりますが最後に聞いてください。それでやめます。

公の田布施町の仕事は、申請主義の事後対策が基本である。何か起きてから対応する、この姿勢が常である。将来起きる事態が想像できるなら、例えば独居老人の死亡、事後でなく、事前に対応してほしい。時には無駄となることもあるだろう。その対象となる人が亡くなってからでは遅く、連絡のつかない間に、前もって調査しておけば仕事も早い。死後であれば、関係者を探すのに苦労する。遠方であれば処理に時間も手間もかかる。コスト意識があれば、事前に何らかの対応をしておくのが当然のことである。町営住宅、家賃が不納欠損となった事例も事前調査で保証人の見直しや、入居30年経過対策などをしておけば防げた可能性が高い。役場業務は、今電算化され、情報を有効利用する方法を考えてほしい。

そこで提案だが、納税送付書の県外送付はどれくらいあるのだろう。また、このうち所有者と支払い先の名義が違うものはどれくらいあるのだろう。同一でない場合に、支払い人が死亡されると、次の支払い人を探す対応は相当量の仕事となる。調べる方法論は別にして、前もって次の支払い人を調査していれば、現在の支払い人がなくなってからの調査に比べれば仕事は簡単で、迅速に処理できる。情報化の時代だから、コンピューターにデータの入力できる枠を設け、いろいろそういうふうにすれば役に立つ。納税に関しては、県外送付の所有者と支払い人の異なる名前の人をまず優先したい。次に、県外の残りを処理し、県外が終わってから県内の所有者と支払い人の異なる名義のもので、同様にまた残りのもの。町内はデータを扱えるので、独居老人から年金世帯へと処理をしていけばいいだろう。死亡の可能性の低い60歳以下は当面何もしないという方法もある。改善が望まれる仕事はまだ多くあると思うが、みんなで知恵を出し合い、しっかり勉強して、いい職場づくりの議論してもらいたいものである。

時間ですから私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清神 清議員） 以上で、松田議員の一般質問を終わります。

○議長（清神 清議員） ここで暫時休憩をいたします。ちょっと時間が切りが悪いんですが11時15分まで、15分から再開いたしますので8分ぐらいしかありませんが、お急ぎいただいたらと思います。よろしくお願ひします。

午前11時07分休憩

午前11時15分再開

○議長（清神 清議員） 再開します。次に、西本篤史議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） それでは、2問ほど、一問一答でお願いいたします。

先に、まちづくり課を新設してはどうかという御質問をさせていただきます。

答弁者、長信町長、お願いいたします。

先日、総務文教委員会で佐賀県みやき町、福岡県とちょうど境目にあります、位置的には久留米市の南にあります、佐賀県みやき町に行っていました。

ここへ行ってちょっと驚いたのが、まず行政視察におきまして、町長が最初から最後まで私たちの視察に立ち会っていただきまして、いろんな政策について、いろいろ説明をしていただきました。

また、昨年平生町もこのみやき町に行かれて、いろいろノウハウを聞かれて、今年、平生町も地域振興課まちづくり推進班というのをつくられておられます。こういうことを含めて、いろいろ質問をさせていただきます。

全国、人口減する中、この町は2013年に転入超過しております。転入者続々の訳は、子育て支援宣言のまちづくりにあります。みやき町まちづくり課では、婚活パーティー、婚活支援セミナー、空き家対策事業、子育ての悩み、住まいの悩み相談。人口減少に歯止めをかけるために、定住総合対策を実施。子育て支援をはじめ、住宅対策にも積極的に取り組んでいます。

婚活女子セミナーアンド大人女子会、ママカフェでは、すぐできる、簡単お片づけ講座。小中学校にエアコン設置。地域優良賃貸住宅制度を利用した定住促進住宅整備、PFI事業の促進。

このPFI事業、詳しく申します。ちょうど田布施町も新しく町営住宅を建てるということで、いろいろ議論されておりますけども。今まで町営住宅をつくるには、国の補助で町がつくっていましたが、それは住宅困窮者が対象で、月収が15万8,000円未満の人でしか入れませんでした。そういった方々のために、住宅というものが不足しておるので、それをPFI、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい方法です。

この方法でつくったわけなんですけども、これは国から45%交付できて、残りの55%は民間の資金調達、それを30年間維持管理してもらい、町は保証人になるという形で、実質町のお金は一銭

も出さずに、借金もせず、そして家賃は全部町に入ってきます。入居率100%として、83%を支払うだけで、極端な言い方をすれば何もしないで十数%が手元に入るという方法でございます。

こういった方法で、みやき町はたくさん町営住宅をつくっておられます。

また、民間に委託したコールセンターで営業代行業を全国展開し利益を上げ、また、ふるさと納税額も億を越えるなど地方創生の見本のようで、全国から視察が絶えないそうです。これはみやき町モデルと言われて、全国からたくさん視察にいられておられます。

この全体の事業を見ているのが、まちづくり課であります。各課の意見をまとめ、町民に発信し、町民の意見を各課に伝える。これからの時代、まちづくり課が必要と思いますが、質問いたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

御質問でございます佐賀県みやき町につきましては、御承知のとおり、多くの政策においてPFIを初めとする公民間連携政策の取り組みをされております。

その数々の公民間連携政策につきましては、全国でも注目を集めており、公民連携の先進自治体と知られている町でございます。本町におきましても、総務企画課が政策調整部署として、田布施町第5次総合計画や田布施町まちづくり・ひと・しごと創生総合戦略、及びアクションプランについて、各担当部署にヒアリングを実施しており、政策調整を行っており、加えて、大きな政策課題につきましては、庁内を横断する政策調整プロジェクトを課題ごとに立ち上げ、協議、検討を行っております。

また、平成27年度より、経済課が地域振興分掌担当しております。国営ほ場整備事業を初めとする農業振興や、企業誘致に伴う仕事づくりを入り口として、移住・定住施策、空き家の利活用、商工振興、観光振興を一元的に取り組んでおります。

御質問のような課の新設につきましては、職員数や庁舎スペースの問題等もあり、難しいと思えます。このため、新しい政策課題につきましては、今後も関係課が連携して対応することとし、必要に応じてプロジェクトを設置し、町役場一体で取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。

新設は難しいということですが、今見ておきますと、各課でいろいろ施策されておられるんですけども、どうもばらばらで、まとまっていないというようなのが実感できます。みやき町のまちづくり課は、フェイスブック、担当者のブログ等発信して、それを町民に伝えるという格好で、すごい町民の方にも見やすく、わかりやすい方法をとっておりますが、田布施町を見ますと、各それぞれ出しておられるんですけども、どうも横の連携といえますか、それがどうも不足している、そのような気が大変いたします。やはり総合的にまとめる、課は難しくても、平生町のようにまちづくり班、まちづくり係とか、そういう方法で何か情報発信、また情報を取り入れるまとめ役、それをちょっと設けていかれるのが、私としてはいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほども答えましたように、このPFIを使ったものは、2年前ぐらいに私も一応研究はしたんです。まちづくりは、それ以降に、創生の関係を含めて出てくるものなんです、その当時はそういうことは考えておりませんでした。PFIの事業については、以前随分研究して、地元の金融関係の方から相談も受けましたので、担当所管が総務企画のほうでやってくれておりました。ところが、正直言ってまだそういう状況になる予定じゃなかったというのが本音でありまして、研究だけは進めていたし。その当時、ここの庁舎問題と絡めて、庁舎を移動した場合、ここの空き地と旧庁舎をどうするかというので、PFIを発注した対応の策があるんじゃないかという研究をしてきたという経緯があります。それはそれとして、今言われた庁内の一つとして、そういうのを立ち上げて、まちづくり部署を1個設けたらどうかということですが、それぞれ課の中での調

整をしていくということになりますと、しっかり研究していかなきゃいけないし、今現在うちがやっているのは正直言って、建設のほうでも学校建設の場合は、うちの課長が建築の専門が学校課のほうへ行ったり、あるいはそれぞれの関係と連携をとりながらやっております。

ですから、それは事業としてちゃんとやっていけるんですが、将来のまちづくりについては、これからもう少し研究していかなきゃいけないかなとも思いますし。そういうまちづくり部署というのが、強いて、私も1回行ってみたいなという気がする部分は何点かありますんで、一生懸命調査してみたいというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 先日視察に行きまして、わからないこととか、もっとノウハウを聞きたいのであれば、ここの田布施町に職員を派遣して、何ぼでも御指導できますよということだったんです。そういうことも含めて、いっぺん講習会とかそういったみやき町の方に来ていただいて、みんなで聞くという方法もええかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 連携をとって、その辺ができるか、できないかというのもやってみたいと思いますし。今言うふるさと納税でも、半分プロみたいな方たちがあちこちいらっしゃるんです、半分プロと言ったらおかしいけれど。実際に行政でしっかりやって、その担当の方がつかれているんな工夫をしたら、一気に大変な金額で3億円と2億円というふるさと納税を上げたという方がいらっしゃるところを、一応視察したことがあるんですけど。やはり、そういう方を引っ張り合うという状況が実際として正解なのかどうか、新たにそれを参考にしてつくっていくのが正解なのか、今のこの件も同じことだろうと思います。

そういうすばらしい施策をやっているのを、こちらでももちろん勉強はしないといけないし。だけど、そういう方を本当は誰か町の職員、あるいは町から引っ張り上げてつくっていくのが一番いいんでしょうけど、なかなか簡単にできる問題じゃないと。議員さんも行かれてようわかると思いますが、一長一短でそれができるんであったら、どこの市町村も全てやっていると。なかなか難しい状況の中で、そういう人材を育成すると同時に、やはり地域全体が一体となってそういう研究、勉強していくという、それが行政の役場の中にちゃんと対応できるように対応していかないといけない。

今現在、うちがやっているのが、総がかり的に全ての課がオールマイティに連携を取り合えるような、そういうつくり方をして、今対応している部分があるんで。それを1つに、一カ所に集中して、そこだけで対応できるかといったら、今の田布施町ではちょっと難しいかなという思いがあるし、人材全体の状況からいっても厳しいんじゃないかなとも思います。研究はしっかりしていきます、という状況であります。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 状況はわかりますけども、これから田布施町発展のために、いろいろ研究されてやっていただきたいなと思います。

続きまして、第2問、子育て支援のまちづくりについてですけども、今の視察に行った続きなんですけども、みやき町が成功したのは、子育て支援、まちづくり、これによって子供たちが、子育て世代の方々がふえて、住宅が足らなくなったり、商業施設がふえたりというふうなことで、基本は子育て支援まちづくりだと思います。

ということで、第2問の質問をさせていただきます。

先日視察に行ったみやき町では、子育て支援のまちづくり宣言をしている。

大きな可能性を秘めたこどもたち。今大切にされなくてはならないこどもたち。かれらはまもなくまちづくりの中で重要な役割をもち大きな影響力を持つようになります。かれらによってまちの行く末が左右されるといっても過言ではないでしょう。今おとなたちが真剣に考えて行動に移すために覚悟をもって子育て・子育てに向き合う必要があります。未来へのかけがえのない希望であるこどもた

ちが健やかに成長できるまちづくりをめざすことをここに宣言します。これはまちづくり宣言、みやき町のです。こういった文言があります。

教育施設の整備、放課後対策の専用施設、特別保育園、夜間保育、これはちょっと難しいかもしれませんが、子どものサポートステーションの整備などはどうか。地域教育ネット、コミュニティ・スクールの連携強化、英語教育支援、例えば英会話、英検の充実など、ほかの町にない施策を投じれば、転入もふえ町が活性するのではないのでしょうか。

先日視察に行ったみやき町の隣ですけれども、基山町というところに行きました。ここは英語の英検の受験料を全額補助ということをしておられます。全額補助までいかなくても、半額補助とか幾らか補助とか、いろいろな方法があると思いますし。英会話、東田布施小学校の放課後教室、PTCAで今年度から英会話という項目がふえました。来年度から英語が小学校5、6年で必修科目になると思うんですけども、その辺も含めて、田布施町に行ったらみんな子供ら英語べらべらにしゃべれそうだちゅうくらい、この間基山町とかに行っても、田布施町は教育のまちと言われるぐらい田布施町有名なもんですから、ぜひともこういった特色のある教育、これをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答えいたします。

教育施設の整備については、後ほど教育長からお答え申し上げさせていただきます。

私は、放課後対策の専用施設、特別保育園、夜間保育、子どものサポートステーションの整備についてお答えいたします。

子ども子育てに関する支援制度は、平成27年3月に策定した田布施町子ども・子育て支援事業計画により総合的に推進し、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにより、毎年具体的に評価検証を行っております。具体的には、子育てに関する相互支援事業としてのファミリーサポート事業、小学校6年生までが対象となって行っている児童クラブ運営事業、一時保育、延長保育、障害児保育等の保育事業、病児・病後児保育事業、子ども医療費の無償化などを実施しており、今後の検討課題としては、第3子以降の子育て応援金の創設などがあります。

御案内されている放課後対策の専用施設、子どもサポートステーションの整備については、現在、児童クラブやファミリーサポート事業により、子供の居場所を確保しております。

今年度は、新規に西児童クラブ2組を開設しましたが、近年、東小学校区に新しい団地が整備されていることもあり、今後も、東児童クラブの需給が逼迫してくることも考えられます。需要の動向を見きわめながら、適切な供給体制の整備を図っていきけるよう努めてまいります。

夜間保育については、現在のところ設置は考えておりません。

保育所における保育可能な時間を超えた部分の保育や、緊急的な預かりについては、柳井圏域で共同設置している、やないファミリー・サポート・センターや、児童養護施設と委託契約を締結し実施しております、トワイライトステイなどで対応しています。

現在、国は妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、切れ目のない支援を行うことができるよう、ワンストップ拠点の整備を進めており、本町としても平成32年度を目途に、子育て世代包括支援センターの立ち上げを予定しております。

今後、他市町の施策を参考にしながら、その中で田布施町独自の子育ての施策として何ができるかを検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、関係の御質問から、まず、子供たちの健やかな成長に期する教育施設の整備状況についてお答えします。

学校施設につきましては、既に耐震化も終え、現在長寿命化に向けた対応を行っていく必要がある

と考えております。現在、田布施中学校の空調機器整備等を進めているところですが、今後とも、財政状況に照らし合わせながら、児童生徒や教職員が快適に過ごせ、そして地域住民との交流が深まる学校づくりに向けて、計画的な対応を図っていきたいというふうに考えております。

生涯学習、野外社会教育施設につきましては、老朽化が進んではおりますが、耐震化も既に済んでおります。

子育て支援といたしましては、各所でいろんなことに取り組んでおりますが、町の図書館ではブックスタート事業や読書貯金通帳、あるいは読書感想文コンクール等を通して、また、体育施設では、放課後や休日を利用してスポーツクラブや水泳教室が、公民館では書道教室や親子料理教室等、子供の活動を支援する事業を工夫しております。

次に、地域協育ネットにつきましては、御承知のように、東田布施小のPTCAや西小の西の寺子屋、田布施中学校の放課後学習等、放課後を活用した子育て支援を実施していただいております。

また、たぶせ少年少女発明クラブやたぶせ少年少女合唱団、山城太鼓、囲碁クラブ等、高い知識と技能の習得を目的とし、子供たちを御指導いただいている集団もあります。

コミュニティ・スクールでは、地域の人たちが学校運営や学校評価、学校支援に積極的に関わっていただくようしているところですが、より多くの地域の方々が学校に足を運び、児童生徒や教職員と交流していただくことを願っておりますし、支援していきたくと思っています。

町としても、放課後や休日の子育て支援を支えるべく、学習支援ボランティアバンク事業を立ち上げ、学校と支援していただく方々をつなぐ業務を始めております。

また、たぶせキッズ教室等、町主催事業を開催し、休日の親子のふれあいの一助となるよう努めております。

最後に、英語教育に関する支援につきまして、現在具体的な動きや施策はございませんが、新学習指導要領では、先ほど申されましたように、小学校3、4年生から外国語活動が、5、6年生では英語が教科化されることになっております。

また、大学入試改革では、英語については民間検定試験を活用する案が既に出ていることから、本町の小中学校においても民間の英語検定等について関心を高めていく必要性を感じており、早くから英語検定にもチャレンジしてほしいものと思っております。

そのため、検定料補助等について、これから研究を行っていこうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

まず、町長に御質問ですけれども、この間地方創生の会議で私、子育てのほうをやってるんですけども、そのときに放課後児童クラブ6時ぐらいまで、これまでは何とかサポートできるんですけども、その後、家によっては8時までお母さんがいないとか、あと母子家庭とか、いろんな状況の家庭がございます。その中で、その間を見れる場所があったらいいなということなんです。

例えば、その間料理をつくりながら保育するとか、いろんな方式があると思うんですけども、その辺の時間帯、この辺のサポートをもっともっと充実すべきではないかという話が出ましたが、その辺いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほど答弁したように、一応子供のサポート事業という形で、小学校6年生までが対象としてやっているのも事実なんです。時間的な問題であろうと思うんです。それから先が時間が延長して対応できるかということの御質問であろうと思います。

その辺は、やっぱり以前も子供を預かること自体に対して、親がおらだつたらずっと最後まで預かってくれるんかという質問等があって、それは最後までは無理ですよと、親御さんが夜の仕事じゃけ

ずうっと預かってくれやとか、とてつもない質問等があつて苦慮した経緯を今ふと思い出したんです。実際的には、そういうのもこれからは対応していかないと子育ての基本としてなつていかないんだなという思いはしております。やはりその辺はこれなりに研究しながら、やっつけていけばいいなど。

ただ、きのう林芳正先生の就任祝賀会で、先生自身が挨拶の中で言われたのが、コミュニティ・スクールの山口県が全国トップで、全自治体全てやっつけていただいておりますと。林先生自身が文科省の大臣になつて、山口県が見本になるような子育て、あるいは教育、そういう将来に向けての県に必要なものだ。たまたま、明治150年がありますから、それと絡めて、やはり日本の先端を切つてリードしていくためにはということで、非常に力を入れた発言をされてましたし、知事もそれと同様に、コミュニティ・スクール全県下全部やっているんだと。その基本は何かと云つたら、やはりそこにおる地域の人と一緒にやらんや。今の質問の中にも、親御さんがだめじゃけど、地域の人でその辺は預かってあげますよちゅうスクールができれば、別に一緒に食事をつくるころへ御案内してやれるとか、そういうのはできてくるんだろと思つています。私もそういう学校の経験はないですけど、地域のお年寄りの中には、やはりそういう困つた人をやる地域があるように聞いています。ですから、子供たちもそういう形で、今後はコミュニティ・スクールというのがあるんなら、それをもつて対応をして、夜間どうしても手放せない、1人置いてくというのは不安だから何かいい方法はないかということで、コミュニティ・スクールの中にその辺の考え方を含めて、研究していく課題だろうというふうに思つております。これからその辺を踏まえて、対応できればなという思いがします。議長と一緒に行って、気の入つた発言をされておりました文科大臣でありますので、期待をしているのも我々は事実であります。ちょっと答弁がほかのほうへそれたところもありますが、そういう状況でございます。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 地域の力も借りて、子育てをやつぱり今からはどんどん進めていただきたいと思つています。

あと教育長へ、来年から小学校で英語の授業ということ始まるんですけども。この間、小学校の学校運営協議会へ行きまして、学力という熟議と一緒にやつたんですけども、学校の先生と一緒に、来年から英語の授業が始まるがどうですかと聞きましたら、学校の先生が、私は英語が苦手じゃから小学校の先生になつたのに、ということで、まして英語をやるとは思わんかったちゅう格好で言われたんです。この間、基山町の教育委員長が言われるには、今の教員採用のときに、教育長みずから英語でしゃべつて質問して、それに答えられたらそつちの授業のほうに回すというふうなことを言われたんです。その辺も含めて、来年からの英語教育、学習、授業、その辺どうのお考えでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） すばらしい御意見をいただきまして、ありがとうございます。

英語につきましては、当然十分準備は進めておりまして、当然来年ですから、万端できるようにしております。ただ、ちょっと謙遜でしょうけど、小学校の教員が英語が苦手ということがありますが、日本人は先生に限らず全てが英語が苦手ではないかと思つています。英語教育に問題があるんじゃないかと私は、こんなこと言っちゃいけません、思つておりますが。今度の、小学校の5、6年については、やはりそういうふうに英語嫌いにならないようにしていかなきゃならないなと思つていますが、なかなか文科省のほうは文法中心の中学校英語、高校英語をやつていますんで、それを一つ打開するということが、先ほどちょっと申しました、今回の今の中学校3年生が大学入試を受けるときから完全に高大接続が変わってきますんで、英語も民間の英検でオッケーだというような形で、今やっている英語教育がかなり変わってくるんじゃないかなと思つています。

そういうような状況を見ながら、先ほど申し上げましたが、検定についても町がどうしていくかと。ちょっと次の議員さんのときに紹介しようかと思つていますが、受験、英検、あるいは漢検、歴史検定、数学検定等の受験を見ると、思う以上に英語が少ない、受験者が、中学生に。ということがあります

んで、多少その辺はこれから考えていかなきゃいけないなと思って。まずは興味を持っていただくと、社会の流れがそういうふうになっていますので、やはりほとんどがもう10年以内に動画での情報やりとりという形で、文書なら英語で書けばいいから、書くほうは皆得意ですけど、やはり目の前で人としゃべるといふ、動画中心の世界に入っていきますから、そうなるとう英語は必ずやっっていくかないといけないということで、その辺の状況も、今校長には小学校から子供たちに伝えていくようにという形もありますし、前向きに議員さんの御提言には取り組んでいきたいなというふうには思っています。もうちょっと勉強・研究させていただきたいと思います。

○議長(清神 清議員) 西本議員。

○議員(4番 西本 篤史議員) 5、6年から授業ということなんですけども、やっぱり低学年からある程度英語に親しみを持って、英語って楽しいなとか、おもしろいなというふうにして、授業にもっていくという方法が、私はいいんじゃないかと思ひます。

そうして、やっぱり目標です。小学校でも英検受けてみなさいといひって、学校のほうからいひたら、その目標に向かひて一生懸命勉強する。その勉強の癖がついたら英語以外、ほかのほうにも一生懸命取り組むような気がいたしますので、その辺も含めて、一生懸命取り組んでいただきたいと思ひます。

また最後になりますけども、この間行ったら、みやき町にこういひた看板がございました。「子育てするならみやき町、子育て支援宣言のまち」といひ看板が出ております。田布施もこういひた看板、特にJRありますんで、電車から見える位置にこういひた看板立てて、電車に乗りながら、田布施に家でもつくろうかちゅうぐらい思わせる政策をしていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長(清神 清議員) 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長(清神 清議員) ただいまの時間が11時52分ですが、これより暫時休憩に入りたいと思ひます。少し早いようですが。

再開は13時30分にしたいと思ひます。では、暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

.....

午後 1時30分再開

○議長(清神 清議員) 休憩をほどこします。休憩前に引き続き、一般質問を続けます。次に、河内賀寿議員。

○議員(9番 河内 賀寿議員) それでは、一般質問を2問ほどいたします。質問方法は一問一答でお願いします。

質問事項の1は、小中学生の実用英語技能検定、通称英検の検定料を無料にできないかということで、尾崎教育長にお尋ねします。

8月の総務文教委員会の視察研修先、佐賀県の基山町では、平成28年度から、小中学生の実用英語技能検定、通称英検の検定料が無料とのことでした。ちなみに、町内在住者で1人につき年1回までとのことでした。子供たちの英語力及び学習意欲の向上を図ることが、目的とのことでした。

趣旨を簡単に説明するなら、今の言葉で十分ですが、研修先のこの件の説明役として、基山町の教育長さんは、長い時間をかけ熱く語られました。ちなみに、成立した経緯についての説明では、別の町の校長時代に、その町の町長に無料化の提案をしたときには、全然関心を持たれずできなかったとのこと。基山町の教育長になってから町長に提案すると、あっさり、いいことだと理解されて、予算がついたとのことでした。

効果などについては、なにぶん平成28年度からなので、日が浅いのでまだ説明ができないが、無料化により気軽に受けやすくなったためか、検定の受検者数は前年度の60人が140人になるという2倍超えだったそうです。

検定料は、地元会場で受ける場合、5級2,000円、4級で2,100円、3級で3,400円、この後からほとんど受検者数が少ない準2級4,800円、2級5,400円、会場が本会場のみ準1級が6,900円、1級8,400円です。昔と違って、小学校でも英語教育が重視される時代です。本町も無料化を考えてはいかがでしょうか。

また、漢字検定などほかの検定も検討されてはいかがでしょうか。

御回答をよろしくお願いいたします。ただ、先ほどの西本議員の一般質問で、ほぼ同じ事を聞かれている点もあり、回答がダブる点もあると思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、今御質問いただきました、小中学生に対して英検検定料を無料化できないかという御質問にお答えします。

今御紹介ありましたが、新学習指導要領では、小学校3年生、4年生から外国語活動、それから5、6年生については英語が教科となることが決定しています。

また、大学入試改革の中で、英語が民間の検定試験を活用するといった方向が出されていることから、英語検定については、その重要性が増しているものと思っています。

本町におきましても、子供たちの学習意欲の向上を図るため、議員御指摘のことも含め、英語検定については、今後研究してまいりたいというふうに思います。

もう一つ、書面でいただいております、本町の児童生徒の検定試験へのチャレンジの状況につきまして、御紹介しておきます。

中学生は年に1回、田布施中学校会場に英語検定や漢字検定等を実施しております。

具体的に28年度、昨年度の状況を御紹介したいと思います。

まず、英語検定につきましては21名、漢字検定には168名、数学検定に23名、歴史検定に5名、昨年度挑戦しております。

漢字検定では準2級に合格している生徒もかなりおります。なお、英語検定については、英語塾等においてかなりの生徒が受験しているようでございますが、人数は確認をしておりません。

一方、小学生については、各種検定試験は学校では実施していませんが、毎年数名程度、英語検定や漢字検定を受検しているようで、ちょっとこのたびも小学校に聞いてみますと、英語検定で既に先般3級を一発で合格したという児童もおるようですので、中には大変関心のある者もおりますが、英語については今後研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 説明どうもありがとうございます。

私が中学生だったころ、もう36年ぐらい前の話になりますが、そのころだと歴史の検定とかそんなものなかったし、漢字もなかったかあったかわからないぐらいですけど、今はいろんな検定があって、それぞれ知識を上げるというか、いいことだと思います。

英語に関してですけど、中学校で受けられたのが21人ということで、ほかの自分で別の会場でされた人もおっちゃんじゃないかなとは思って、また正確な数はどうかわかりませんが倍ぐらいなのかもしれませんけど、大体そうなんかなと思いますけど。

私が中学生だったころの2年の秋のときに、英検4級の試験を学校であるというのを受けた経験があるのが、私の英検の唯一の思い出ですけど。あのときも5クラスで200人ぐらいで、36人の1クラス分ぐらいで受けて、ちゃんと英検4級のオレンジ色の問題集とか一生懸命勉強して受けたのは覚えていますけど。

そういうのを一つ一つ、区切り、区切りで、何かがあるというんだったら、もちろん賞状ももらえるし頑張ったりとかいうのもあって。やっぱり区切り、区切りでこういう検定があるというか、体育でも空手で黒帯を目指すとか、何とか級があるとか、剣道とかもあるんだと思いますけど。級とかに関して、区切り、区切りで目標値になるというんで、非常に検定というのはいいんじゃないかなと思

っています。ということで、研究をされるということですが、これから町長とお話し合いなり、何なりでどうでしょうかという、まだこれからの話とは思いますが。単純にどうですか、見通しいかがでございましょうか。その前に、実際問題として何百万の金額、さっきの検定料もあぁいった感じでございまして、受ける人数にしても20人、30人の話ですんで、2,000円とか3,000円での掛けになりますから、金額的にはさほどの問題はないし。基山町で聞きましたけど、いいことなんですと町長がされて、議会のほうにもこういうのを提案しますという、議会の人もみんな、いいですね、いいですね、議員の人もええことと思えましたんで賛成しましたと、非常に和やかな話だったんですけど。これから提案されて、どうですかですけど、見通しいかがでございましょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今研究させていただくというふうに、先ほどの議員の先生にも申し上げたんですけど。実はちょっと先ほど触れましたが、小学校5、6年、それから中学校、高校の英語については、今回もそうですけど、基本的に御存じのように、日本の小中高等学校の英語は文法中心です。今回も小学校5、6年に英語が教科になります、これは当然中学校1年で習う文法が小学校5、6年にずり落ちてきます。中学校3年には高校の文法が一部入ってくるという状況です。非常に夢のない話ですが、そうなりますと、結局英語検定は特に話すというようなことが中心になります。学校で今現在やっているのは、読み書き、文法ですから読み書きが中心になります。

外国語活動という今小学校5、6年がやって、今度3、4年が行うのは、これは聞いたり話すともではいきませんがしゃべったり楽しむちゅうか、そういうことになって大変評判がいいです。ところが中学校へ入ると英語はみんな嫌いになるというのは、やっぱり文章の内容を楽しむとか、それから会話ができるとか、そういうんじゃないかと、ひたすら文法を覚えて、テストの対策を立てていくと。この辺が変わらないと、なかなか英検に幾ら町がお金を出しても、費用対効果といいますか、町としての大事な税金を使うわけですから、やはりその辺がもうちょっと見きわめる必要があるということで、研究というふうにお話をさせていただいております。

ですから、今大学入試が民間の英語検定、いわゆるTOEICとかTOEFLとか英検とか、こういったものを活用したいというふうに文科省のほうが言っていますんで、もしそういうふうに大学入試が民間の活用をやる、話すということを中心にある程度重きを置いてくれるようになれば、当然うちの子供たち、田布施町の小中学生もやはり話すとか聞くとか、そういうことを身につけさせなきゃいけませんので、こうなれば英検は大事なものじゃないかというふうに思います。

ですから、国の動きを見ながら、文法中心のいわゆる書く・読む中心から、聞く・話す、こういったものが大学入試とか、これから当然社会に出れば大事なものは当然でございますが、差し向きはやはり義務教育ですから、そういった教育課程に沿った指導が必要ですので、その辺を見きわめながら、動きによってまたいろいろ提案させていただいて、町と色々な議員さんにももちろん御理解いただかにはいけませんし、財政とも調整つかなきゃいけない。そういう意味で、ちょっと研究させていただきたいということで、決してお金を出し惜しむという意味じゃございませんので。ちょっとその辺を正直に申し上げますが、やっぱり国のほうの意向を十分見きわめて、効果のあるお金の出し方をしていかなきゃいけません。それが今一番我々の仕事かなというふうに思っていますので、御理解いただいたらと思います。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 先ほど言いましたけど、無料になると単純に受検者数が2倍になったと、向こうの教育長も言われたとおり、本当に敷居が低くなったというか、受けやすくなったというか、そういう意味もあって。実際のところ、2倍の人間が受けてみるというような、その後の英語の教育における概念とか役に立つとは思いますが。

あとは、TOEICの今お話ありましたけど、向こうの教育長さんによると、ビジネス英語とかが結構主力になっていて、義務教育的にはちょっとという話で、英検を重視するという話でございませ

たんで、今後いろいろ考え方もどんどん変わっていくと思いますけど、我が町の1つの特色にもなるかもしれませんので、町長と無料化に関して、できる範囲内で御相談いただければということをお願いして、この1問目の質問は終わりたいと思います。

次の2問目に行きます。

それでは、質問事項2は、公共施設老朽化による外壁剥がれ対策は十分かということで、長信町長、尾崎教育長のお二人に御回答をお願いします。

都会では老朽化したビルからのタイル剥がれなどの外壁剥がれが問題になっているそうです。ある日突然、頭上からの落下物で大けがということはあってはならないことです。本町の公共施設の老朽化による外壁剥がれ対策は十分でしょうか。ちなみに、ビルではないですが、町民グラウンドの夜間照明の後ろの箱型設備は、錆だらけですが、突然の落下の危険性はないのでしょうか。万一ありそうなら、下にネットを張るなどの応急対策をしてはどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

公共施設老朽化による対策については、私からお答えしますが、町民グラウンドの夜間照明については、後ほど教育長のほうから答えていただきます。

まず、公共施設の老朽化の問題では、昨年3月に作成いたしました公共施設等総合管理計画でご説明いたしましたが、旧耐震基準である昭和56年、1981年以前に建てられたものは、全体の38.3%となっています。

そのうち、耐震診断の結果、耐震性がないとされ、耐震補強工事が実施されていない施設は、全体の6.3%であります。本庁舎、中央公民館及び麻里府小学校校舎となっております。

本庁舎は、耐震補強工事に向けた事業を推進しておりますが、中央公民館は、本庁舎工事後に第2庁舎の整備の議論を進めてまいりたいと考えております。

旧麻里府小学校校舎は、一般の使用を停止し、建物の状況を見ながら、埋蔵文化財などで利用しているところであります。

今後の人口減少やインフラ資産全体の更新費用の捻出を考慮しますと、公共施設等総合管理計画の基本方針にあります、資産総量の削減、長寿命化の推進、耐震化の推進、PPP・PFIや広域連携等の協働の推進、各種計画との整合性、及び固定資産台帳を活用したフォローアップの6項目を推進していくことが大切となってきます。

御質問の外壁剥がれ等についてであります。以前、麻郷福祉会館等でごございましたが、修繕により問題はなくなっており、現在、外壁に関する対策は特に考えておりません。

毎年、今後の実施計画のヒアリングを実施しておりますので、公共施設等総合管理計画の基本方針を考慮して、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、私のほうからは、スポーツセンター施設についてお答えします。

全般的にスポーツセンター施設についても老朽化が進んでおり、順次対応しているところです。

本定例議会においても、第2体育館の外壁工事の修繕料として補正をお願いしているところです。

議員御指摘の町民グラウンドの夜間照明施設は、平成2年に設置されたもので、全部で8基の照明灯がありまして、1基の照明灯の裏には、御指摘のように箱形の安定器と呼ばれる照明器具が20台ほど設置されております。この安定器は、電流、電圧の放電を安定させる機能があります。

これまででも、照明を取りかえるたびに、安定器も時々取りかえていたようでございますが、経年劣化によりさびた状態にある照明器具も見受けられます。教育委員会としては、以前から修繕費等の見積もりを取っていた経緯はありますが、実際に予算化までには至っていないのが現状です。

今後は、安全対策として、落下防止の何らかの対応を検討していくとともに、予算の範囲内で照明設備の取りかえについても、順次対応していきたいというふうに考えておりました。加えて、他の社会教育施設についても長期的な計画を立てるように今指示を出したところでございます。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） まず、町長からの早目、早目の福社会館などの修理もされているみたいなので、田布施町においては今の話はそのまま信じますと、外壁剥がれで頭に当たったようなことは起こりそうにないので安心できました。よく外壁剥がれで新幹線の高架の下にコンクリートがまとまって落ちているのが発見されましたというようなのが、よく夕方のニュースであったりして、そういうことがあるんだなとか思いよって、人ごとみたいでしたけど、最近は老朽化というのはいろんな施設で共通のことなんで、やっぱり町のもどうかなと思って、こういう質問をしたんですけど。十分見ておられるみたいですので、町長のほうの御回答は、今後もよく気をつけていただければということでございます。

そして、町民グラウンドのほうの照明のほうに関しても、実際皆さんも余り空のほうの上を首を上げて見ることがないんで、気づくことはそうあんまり、業者の人はメンテナンスであれするんですけども。私も業者さんとかが、河内さん見たことありますかと、かなり弱ってるんですよ、錆てるんですよというようなのをちょこっと言われたことを聞いたんで、初めてそのつもりで見たら、物すごい錆たもんがいっぱいあの高さにあるんだなと初めて気づいて。やはりこれは一般質問にしとかにやいけんなと思って、この質問にしたんですけど。

皆さんも見てもらって、あんまり空を見るほどの高さになるんであれですけど。かなり錆ておりますんで、早急に下にネットなり何なりの対策をしていただければ。今も回答としてしていただけるような話でしたので。この前も休みには少年野球とかの子供らが下のほういっぱい、お母さんたちがうろうろして、急に上からそんな大きい箱が落ちてくるようなことがあってはなりませんので、田布施町の皆さん、そういうことは絶対せん立派な方と思います。早急な対策をよろしくお願いします。

そういう回答でございましたので、本当お願いするだけでございます。

これで私の一般質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 次に、瀬石公夫議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） それでは、通告のとおり、私は2件の質問を行います。質問方式は一問一答でお願いします。

1点目の質問は、国民健康保険に税金を投入してはについて、お伺いいたします。答弁者は町長でお願いします。それでは、質問いたします。

平成27年度の全国の国民健康保険は2,843億円の赤字だった。市町村の1,716保険者のうち、黒字は720保険者で、割合は42%、赤字は996保険者で、割合は58%と、半分以上が赤字ということでございます、国保の被保険者市町村は。

そして、国民健康保険は設立当初は自営業者や農林水産業者を中心にした公的保険だったが、近年は企業を退職した高齢者や、非正規社員等がふえ、毎年生じる赤字を市町村が税金で穴埋めしている。

国民健康保険はほかの健康保険に比べると、加入者の高齢化が進んでおり、財政を厳しくしている。平均年齢は、平成26年度時点で51.5歳、このうち65歳から74歳の高齢者が4割近くを占めている。高齢化するほど医療費はかさむため、国民健康保険の1人当たり医療費は、33万3,000円と、大企業の社員が加入する健康保険組合の2倍以上である。加入者の収入が低めのため保険料を上げにくく、毎年生じる赤字を市町村が税金で穴埋めしている。

また、意図的に保険料を低く抑えて、赤字を生み、税金で補填する市町村も一部にはあると。赤字が多い理由は、意図的にということは、保険料を要るほど上げずに低く抑えて赤字を出して、こうい

う市町村もあると。これは新聞に載っていたわけですが、日本経済新聞に載ってたんで、あんまり嘘のことは書いちゃらんとと思います。

平成30年度から、国民健康保険の運営は都道府県単位で行われることになるが、保険料の市町村格差は縮小しても、加入者の構成が変わるわけではなく、赤字体質は変わらないと思われる。

全国の多くの市町村が国民健康保険に税金を投入しており、本町も税金を繰り入れてはどうか。

また、県に移管された場合、保険料は上がるのか下がるのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

国民健康保険については、制度改革により平成30年度から都道府県単位で運営されることとなります。

先ほど新聞の中で見ましたが、議員さんも目を通されたかもしれませんが、一昨日ですか、国民健康保険運営協議会が山口県のほうでありまして、県の全市町が全体で協議をされて、ある程度の方針等を組み立てながら、これからの運営についての協議がされたというふうに思っておりますし、その辺を踏まえての質問のほうが早かったんで、前後しておりますんで、お断りを最初に申し上げておきますので、そういう状況であります。

これに伴いまして、山口県は各市町が提供する情報をもとに、国が示す係数等により市町の納付金や標準保険料率を算定し、これを市町に提示することになります。

そして、県内の市町は財政運営を担う山口県に、事業費納付金を納めることになります。

1つ目は、国民健康保険への一般会計からの繰り入れについての御質問であります。

現在、一部の市町で、一般会計から法定外の繰り入れを行っているところがありますが、平成30年度以降は法定外の繰り入れについては、これを改善するよう県の指導等が行われることになりました。

このため、本町では法定外の繰り入れを行うことは考えておりません。

2つ目は、都道府県化された場合の保険料についての御質問であります。

先ほど申しましたように、9月8日に行われました山口県国民健康保険運営協議会の資料によると、現段階での改革後の本町の試算額は、県平均をやや下回るものでありますが、現在の税率が県内でも低く、現行の額が県内で2番目に低いため、現行と比較すると増加見込みとなっています。

しかし、平成30年度の保険料が現行を上回る市町につきましては、保険料の急激な上昇を抑えることを目的として、激変緩和措置の対象となるため、平成30年度の保険料は現行と同程度になるような措置が講じられる予定であります。

この激変緩和措置により、今後、数年かけて県の示す額に近づけていくこととなりますが、該当市町の数なども未確定であるため、適用の期間や次年度以降の適用水準などの詳細については、まだ提示されておりません。

なお、この試算額には現段階で不確定なもの等は計上されておりませんので、今後、段階的に何回か試算が行われ、保険料額が決定されていくこととなります。

国民健康保険税の動向は、町民生活にも直接影響する重要な問題でもありますので、情報の収集に努め、迅速な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今ちょっと、30年度から田布施町の健康保険税は増加の見込みと言われたと思うんですが、そのように上がるという見込みになれば、一般会計から繰り入れをして上がらないようにしていただきたいと思うわけでございます。

県のほうは改善をするようにと、一般会計の繰り入れ、今さら始まったことじゃない、国はずっと

言いよるんです、繰り入れちゃいけん、繰り入れちゃいけん。それだから、新聞に載っているように、意図的に赤字をつくって、赤字にしときゃどっかが面倒見にゃいけんから面倒見よると。それが半分以上の市町村に渡つとると。これが現実でございます。その辺を踏まえて、とにかく上がるようでしたら、一般会計から入ると。このたびも1億幾らの繰り越しが出てるけ、保険税を今まで上げ過ぎなんです。その辺でちょっとお答えをいただきたいと。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） この30年度から都道府県化で運営されることになりましたが、これに伴いまして、県のほうでは運営方針というものをつくることになっていきます。そして、これは10月ごろにパブリックコメントで求められるようになると思うんですけど、この中でも県としましての役割として、各市町村の財政運営を推進させることが県の仕事になっています。そして、この中で今後30年度以降は、繰り入れを行う市町については、県のほうで解消や削減に努めるように取り組むことになっています。このため、県のほうから今後繰り入れ等を行う市町については指導されるようになっていきますので、現在のところは繰り入れ等考えておりません。以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今言われたように、昔からそういうことは言いよる。調整交付金を減らすとか、ペナルティを科してとか、そのあたりを飛び越えて、一般会計から上がるようじゃったら入れてほしいと。私が言うちゃあれですけど、今までの2人の町長は言いよった、わしの目の黒いうちは保険税上げちゃいけんと職員を叱る。どういうことかと思ったら、一般会計から入れちゃうたら国から叱られるから、予算査定すると紙で4,000万円とか載つとるわけ。それもちょっと腹に入れちゃっていただきたいということと、この国保の一般質問、私はネットに出したわけなんです。そうしたら、従業員の方の保険を4月から社会保険にしました、結構負担はきついけどよかった。などのそういう返事が、会社の経営者でしょうね、あって。それから、従業員の方を4月から社会保険に入れたちゅうのでしょう。小さい5、6人ぐらい入れるんでしょう、社会保険に。そういうように、ずんずんみんな社会保険に行かれて、ある程度余裕のある会社はみんな社会保険に行く。残ったのは高齢者と非正規の職員、我々みたいな年金生活者、これは制度的に成り立たんのじゃないかと思うわけなんです。私が先ほど言うた加入者の構成が変わるわけでもなし。何も変わりやせん。国が補助金を相当余計にくれるというような話はちょっとは聞くけど、それ以外手がないわけなんです。

その辺の見通しと、とにかくこの制度として、担当の方に聞いても酷な話ですが、真剣に考えたら、この制度で保たれるわけがないわけなんです。それで今、75歳以上は後期高齢者へ入るから、その人らは外れて、国はその人らを入れちゃったら、その人らは保険料よう払わんちゅうことで、75歳以上を外したと思うんです。今度その下だつて払わん。65から74まで、これはちょっと無理と思いますかね。その辺のお考えをちょっとお聞きしたいと。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 冒頭ちょっと申し上げましたが、来年のパブリックコメントの結果等をそろえて、来年県がそういった話をまた出してくると思うんです。その辺をしっかりとこっちも見極めていかなきゃ、今まで瀬石議員さんも質問、年中されていましてし、この件は隣の大島町は出しちよるじゃないかとか、いろいろ聞いておりますし、その質問の内容等もちゃんと控えてありますんで、わからないわけじゃないんですが。今の状況ではそういう県指導に基づいてやってきた経緯がありますし、今回、来年の3月を目安に一応そういうことをやって、パブリックコメントを見て、意見公募等をしっかりと参考にした上で、また市町の保険料の目安についてはという、公表しておりますんで、その辺まだまだしっかりと見極めていきたいという気持ちであります。

やっていけんじゃろ、やっていけんじゃろというが、最終的にはどのようにならんにゃちゅうことなんですから、やっていけるまではやっていくや言われたら、それまででありますんで。一概に難しい状況で判断を今ここでできないなという思いでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） それと、過去に遡っていうのもあれですが、平成24年度に保険税を上げて、5年ももう上げていないんです。このたびは1億1,245万8,000円繰り越しをしちよると。これは24年に上げ過ぎたちゅうことなんです。国保ちゅうのは黒字をつくりゃええちゅうもんじゃない。75歳になったら出ていってしまうんだから、国保から。一生懸命貯金しとかにや、人が使うわけです。その辺もあるんで、一般会計から繰り入れてちょっと様子を見ると。急に上がるというのは。これはお願いしておきます。そういう具合に、ちょっと入れて様子を見ると、それをやらんと、何でも緩和するじゃないですか、いろんなことが起きれば。それが保守政治ちゅうもん。町長よう保守政治ちゅうことじゃが。保守ちゅうのは、人間は急激に変わることを恐れるから、それを緩和するのが保守なん。保守政治じゃない、革新の方かもわからんが、私もようわからん。保守じゃったらその辺を腹に入れて、今の生活を守ってあげるといふのを保守政治なん。会社が潰れそうになりゃ資金を結構税金から出すのが保守政治と私は思っております。ひとつよろしくお願いいたします。

それともう一つ、国民健康保険が県単位になるということで、標準保険料率の早期公表に関する陳情というのを、さっき私机の上に置いてあるんで見たんで、これは国保の県移管まで半年となったが、まだ示されていないが、早期の公表が望まれるがどう思われるかと。それから標準保険料もまだ示されちよらんが、それを県のほうに強く要望してほしいというようなのが、陳情が出てきておりますが、その辺はどのように考えられますか。ひとつよろしく。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 以前、この陳情が行われましたが、県のほうでも保険料率を示していかなければならないということは認識しておりまして、このたび9月8日に第1回目の試算結果を公表ということに至りました。その結果が、先日の新聞に載っていたわけですが、これから何回か県は試算を行いまして、だんだん最終的な額に近づけていくことと思われまます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） こういう標準保険料の早期公表ということは、県ももうやりよるちゅうことですね、わかりました。そういうことでひとつよろしく、余り急激に物事が変わらないようお願いします。それを緩和するのが、皆さんからもろうちよる税金というもので、そういうものを緩和していくのが必要なんだろうと私は思っております。

次に、2点目の質問に移ります。

質問事項は、地方創生の進捗状況について伺います。答弁者は町長でお願いします。それでは、質問をいたします。

平成29年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、国内の人口は前年から30万8,084人少ない、1億2,558万3,658人で、8年連続の減少、山口県は1万1,192人少ない、139万4,042人で、田布施町は99人少ない、1万5,651人だった。人口に占める65歳以上の割合は、過去最高の27.17%に達し、出生数は100万人を割り込んだ。少子高齢化と、国内人口の先細りが加速している。41道府県が前年人口を下回り、東京は7万7,400人増と、東京圏への集中が進んでいる。地方創生を掲げて、人口減少対策や一極集中是正に取り組んでいるが、効果がいま一つ見えない状況である。

本町では、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成27年度から平成31年度のアクションプランを作成し、産業振興による雇用の創出、人材の定着・環流・移住の推進、結婚・出産・子育て環境の整備等に取り組んでおり、5カ年計画の半分が過ぎたが、何か成果が見えたか、進捗状況をお尋ねします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

地方創生への取り組みにつきましては、本町でも多くの事業を行っております。

小学校3年生まで子ども医療の対象者拡充、多子世帯への保育料軽減の拡充、子育て世帯住宅取得等支援事業、空き家バンクの拡充、各種移住イベントへの出展、そして地方創生推進交付金事業である、田布施町農水物産ブランド構築事業等々、さまざまな事業に取り組んでおります。

進捗につきましては、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げております4つの基本目標に対して、雇用の創出、人口の社会的減少の抑制、地域リーダーの育成の3つの基本目標につきましては、それぞれの目標に対して、しっかりと施策が進んでいると考えております。

しかしながら、0歳から14歳までの年少人口につきましては、平成32年に1,836人を見込んでいたものが、平成28年度末において1,805人と、想定を超える速さで減少しております。

基本目標の3、結婚・出産・子育て環境の整備の各種施策の展開を検討するとともに、柳井広域内での意見反映をする必要があるものと考えております。

この地方創生につきましては、PDCAサイクルにより、その進捗に応じ計画等を見直していくこととなります。

本年も6月21日に地方創生検討委員会を開催し、27名の委員に出席いただき、平成28年度の評価検証資料を説明の後、検討課題を少しでも進捗していくためワークショップ形式での意見交換を行っており、今後も引き続き、こうした取り組みを継続していきたいと考えております。

なお、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の平成28年度評価検証資料も本定例会で配布、説明するようにしております。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今さっきこの説明資料がありましたが、ちょっとぱらぱらと見たぐらいで、急でございましたんで読んでないわけですけど。全国の過疎93市町村が社会増だったと。山口県では、山口市、阿武町、周防大島町が社会増で頑張っている。豊かな自然、静かな生活環境を求める動きや自治体側の移住促進を背景に、現役世代の都市部からの移住がふえたと言われるが、田布施町では先ほどもありました、IJU館を設置したりしておるが、そういうことで移住してこられ、田布施でひとつ幸せな生活をしようというような形、また、ここで仕事を見つけて農業でも本気でやろうかというような方で、計画どおりに転入者がおられたかどうか。あの資料に載っているかわかりませんが、その辺をお知らせください。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） アクションプランに基づく評価とか、総合戦略に基づく評価につきましては、本日お配りしている、前回6月に行われました地方創生の検討委員会の資料でまた後日御説明したいと思いますけど。

人口の移動の関係を、先ほど新聞資料では99人マイナスということでしたけど。日にちの違いではあるんですけど、一応田布施町も28年につきましては、1月から12月の集計をとりましたら、社会像プラス8人で一応しております。

ですけど、やっぱりどこもそうなんですけど、社会増があったとしても、自然減が止められないというのが現状でございます。そういったところで、周防大島町さんも相当悩んでいらっしゃるというのが現状でございます。

自然減につきましては、28年は105人の減ということで、私が持っている資料に基づきましたら、社会増が8人で、合わせまして97人の人口の減というのが出ております。

そういったことで、27年から総合戦略に基づいて動いておりますけど、見ていただいてもあれですけど、民間の宅地造成なんか進んでおりますし、「おいでえ」なんかをやってこちらに来ていただいて田布施を見てもらったりとか。皆さんの御協力によって、移住の方も増えてきているというの

が感じております。

ですけど、やはりはっきりしたぱっと明るい未来があるというものではないだろうというふうには思っていますんで、引き続きこのアクションプランに基づいてやっていきたいというふうには思っていますけど。やはり、国の補助金もなくなっている段階ですんで、ある程度やっぱり特化した事業をしていくのも必要ではないかなというふうには思っていますんで、また民間の地方創生の検討委員会の中でも御議論しながら進めていきたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 全国の過疎93市町のうちの大島と阿武と山口というのは、27年度かもわからんです、インターネットでちょっと見て書いたんで。8人増ということで、いいことで、なかなか自然増というのは次から次に子供が生まれるまで当分かかるんでなかなか一旦減ると、社会増とにかく頑張ってくださいと、このように思うわけで。私もいろいろ大島なんかも見たり、あちこち気になっていろいろ見たりしちよるんじゃけど、やっぱり人がその町に来るとというのは、その町の雰囲気意外とあるんじゃないかというような気がするわけです。そのためにも、あそこに行ったら何かやれるんだとか、何か希望を持って仕事ができるんだとか、そういう雰囲気がないとなかなか来てもらえんんじゃないかというような気がするわけなんです。

それで、今みたいにいろいろ手はずを組んで、いろいろやられる。町のほうでこっちへ来てください、いろんな説明会等やられる。それをやられると同時に、そこに住んじよる人がある程度いい生き方ちゅうか、幸せに生きちよるというようなものを醸し出さんと、ああいうところへ行ったらってええことにならんと思われたんじゃ……。いろいろなところを、この夏そういうところを訪ねてみたんですが。ここの町に来ると何か活気があって、住民も生き生きしてるな、そして何か店でもすぐにできそうだとか、そういうのがあるわけです、そういう町には。

そやけど、田布施だったらなかなか難しいけど、カフェがあったりとかちゅうのはなかなか難しいけど、とにかく余り企画企画じゃなしに、その住んでる人が生きる見本になるという、その辺も考えていただいて、人から見てあの町に行ってみたいというようになればと思っております。

その辺は考えられたことがあるかどうかということ。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 議員さん言われるとおり、やっぱり町内に住んでいらっしゃる方が満足できるような町でない、外から入ってこられても、移住・定住にはつながらないというふうには思っております。

地方創生検討委員会の委員長、徳山大学の先生ですけど、その方も移住で旧熊毛町のところへ来られました。そこへ定住しようということも、やっぱりその地域の方々が暖かく誘っていただくというのもありましようし、一緒にやっといこうという雰囲気があったというのが、そこへ住もうというきっかけだったということ委員長も言ってらっしゃいました。私もそうだと思います。

ですから、田布施町としても、やっぱり5つの地域がございます。その5つの地域が活性化することによって、外から入っていただけるというふうには思っていますんで、そういったことを考えながら進めていきたいというふうには考えております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そういうことで、そこに住む人がこう醸し出さんと、そこへ行っても何か陰気なところじゃちゅうんじゃやっぱりいけんみたいな気がいたしました。ちょっと車で東京近辺の町を歩いてみますと、やっぱり人が増えているところは何かできそうだとするような気持ちが出ると思いますよ、そんな町だったので、ちょっと質問させていただきました。

以上で、質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、瀬石議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（清神 清議員） 次に、竹谷和彦議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） それでは、私の質問を3点させていただきます。一問一答方式でお願いします。

では、1問目は、町長さんに御回答をお願いします。1番で、青年男女に対する活動支援についてでございます。

田布施町は老人クラブの活動が非常に活発で、皆さんの元気な姿をよく見かけますが、20歳代から30歳代の青年男女の姿がなかなか見えてまいりません。

1980年代までには、田布施町連合青年団が活発な活動をされておりまして、青年団活動を通じて御結婚をされた方もおられると聞いております。

私の記憶では、毎年3月末には田布施中学校を借りて盛大に文化祭を開催したり、8月には田布施中学校のグラウンド全体で盆踊り大会や花火大会を主催されておりまして。

そこでお尋ねいたします。町として、この老人クラブへの支援のような青年男女に対する措置を何か考えていらっしゃるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答えいたします。

田布施町の青年団は、昭和20年代に合併前の旧町村単位で設立され、昭和30年の町村合併時に田布施町連合青年団として発足しています。

しかし、昭和30年代後半ごろから次第に団員数は減少し、各単位団ごとでの活動は困難となり、昭和62年に連合青年団は自然解散となっています。

全国的にも、青年層の価値観の多様化や娯楽の普及、行政サービスや商業サービスの充実により、相対的な公益性が低下し、青年団が社会的役割を喪失していったことにより、多くの青年団が活動を停止しています。

青年団には、社会教育活動の青年団活動として、現在の老人クラブと同様に、各単位青年団と連合青年団の活動に対し支援を行ってまいりましたので、今後、このような青年団男女の活動がありましたら、支援等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） 今回、質問するに当たってインターネット等で調べてみましたが、青年団の全国的な組織というのは今でもあるんですけども、なかなか田布施で青年団を再結成するから団員を募集するとやっても、確かにもう難しいと思います。

現在、田布施には子ども会があり、婦人会があり、老人クラブがありなんですが、本当にすっぱり青年の部分が抜けておりまして、私が特に残念なのが、田布施中学校を使っているいろいろなイベントをやっていたのが、もうなくなってしまっていると、そういった意味で、何か御支援、今後いただけたらと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、質問はこれで、1問はいいです。

引き続きまして、2番目の質問です。回答は、町長お願いいたします。

公共施設の整備手法PFIについて。先日、ここ5年間で目覚ましい発展を遂げている佐賀県のみやき町に視察へ行き、みやき町の町長さんからいろいろと説明を受け、深い感銘を受けました。本町でもPFIが実施できるかどうかを、今後、研究会や勉強会等を行う予定はございますでしょうか。お願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答えします。

PFIの実施に向けてのお尋ねであります。

P F I は平成 1 1 年に P F I 法が公布され、平成 2 3 年の改正で公共施設等運営権方式、コンセッション方式の導入等が行われ、平成 2 5 年に株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民連携ファンドが地方銀行 5 0 を含む 7 1 の民間企業の資金と政府の出資で設立されるなど、近年、P F I 事業の事業数や契約金額は右肩上がりに伸びております。

本町では、平成 2 6 年ごろ、地元の地方銀行と P F I について意見交換を実施したり、近隣で行われてるセミナー等にも参加しております。

また、庁舎問題において、平成 2 7 年 8 月の庁舎問題等検討委員会で、庁舎建替事業への P F I 手法の活用の委員提案を受けたり、今年 3 月に作成した公共施設等総合管理計画の基本方針に、P P P、P F I などの民間の事業による施設整備や管理の導入を検討します。としております。

しかし、現実的には県内で P F I 事例は数件と少なく、P F I に加入する民間事業者がほとんどいないのが現状であります。

引き続き、今後の活用の可能性に向けて、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

私も、今回視察に行く前、いろいろ P F I とか等の資料はいただいて、読んだんですが、ネットで調べてもなかなかよくわからなかったわけでございます。

ところが、実際に現地に行って、町長さんから直接話を伺って、これは本当、もしも導入して成功したら素晴らしいことだなと、深く感銘を受けたわけでございます。

P F I で建てた住宅は、周辺の住宅よりも月の家賃が 1 万 5, 0 0 0 円から 2 万円ぐらい安いと、それがまずメリットです。それから、みやき町も田布施町と同じように、周辺のところ、通勤するのに大変便利がいいところにあると。そして、P F I で建った場所の近くでコンパクトシティとして、全てがそろっているそうです。スーパーもある、コンビニもある、病院もある、学校、幼稚園、保育園もあるということで、そういったことでまちづくりもされているということでした。

ですから、できれば、ぜひ田布施町役場のほうかも、職員の皆さんになるべく早いうちにみやき町のほうに視察にいただければと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほど、他の議員さんですが、さっきお答えさせてもらいましたが、この P F I、この辺では山銀さんが、お話がありました。私も数日と半日ぐらい山口のほうの研修会に顔を出しまして、これに乗れるもんなら乗りたいという気持ちで勉強もしたし、研究もしたし、そして本庁舎の関係等含めて、先ほどちょっと答弁の中にもありましたが、27年度に始めた、一生懸命やったと。

ところが、どういうもんか、企業さんとの連携がうまくいかないというか、目的がちゃんと出せた状況じゃないと前に進めないのが基本でありまして、両方がやはりぴしっとううまく合意することによって、その話が決まる。

企業さんのほうは一生懸命やりたいけえ、査定はどんどんしてくるんですが、こっちの思いとすんなり進まんというのが。

ですから、これをうまくやっていこうと思うたら、専門のプロジェクトを別につくり上げて、そして進めていくという格好じゃないといけません。問題は、その段階まで行かないのが、山口県のほとんどだろうと私は思ってます。

それは、説明会でいろいろ説明聞いたんですが、山口の銀行じゃったと思うんですけど、ずっと何時間もかけて一生懸命いろいろと協議したが、あのとき見えたのは相当数おられたが、やったちゅうのを聞いてないんですよ。ということは、説明だけであって前へ進んでないなという気がしました。

議員さんが、この方法を実際に視察されて、勉強されて、非常に何とかええ方向にというような話

をいただきましたので、もう一度、再度その辺を研究していきたいなという思いでおります。今すぐご返事はできないんですが、佐賀県のほうにもちょっと顔を出して、その状況等がわかれば研究してみたいなというふうに思いますし、町のためになることですから、しっかりとやっていかなきゃいかなんという気はしております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます、ぜひとも。

今回視察に行った議員も、みんなが口をそろえて、目からうろこが落ちたような感じで、こんなことができるんだと感動したわけでございます。ぜひ、みやき町の町長さんのお話を伺っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、3点目の質問に移ります。3点目は、教育長さんお願いします。

田布施町体育館センターの敷地内の土俵についてお尋ねします。

これは、いつ、どういう目的でつくられたものでしょうか。そして、利用状況と今後の活用予定はございますか。よろしくをお願いします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それじゃあ、今の御質問にお答えします。

相撲場は、体育センター施設の一つとして整備され、昭和63年の8月に土俵が完成しまして、翌年の平成元年12月に屋根が完成しております。

工事費は土俵が53万円、それから屋根が387万円で合計約440万円でした。

まず、どういう目的でつくられたのかという御質問ですが、整備された当時は、調べてみますと、相撲人気の全盛期で、かつては、そのぐらいまでは町内の小学校にも相撲場があり、それから県立の田布施農業高等学校には相撲部があったと聞いております。

また、当時の状況から考えますと、生徒も2倍以上おりましたし、相撲をとるチャンスもあって、相撲による交流活動を活発に進め、いわゆる心身ともに健全で明るく、たくましい田布施っ子の育成が、いわゆる防長っ子から田布施っ子の育成が充実、田布施も指定を受けておりましたが、そういった時期とも相まって、相撲も普及の目的として、スポーツセンターに公認の相撲場が整備したというふうに考えられます。

次に、利用状況についてですが、過去には子ども会で相撲大会が開催されたり、スポーツ祭りのイベントとして、いろんな、尻相撲大会とかいろんな相撲にかかわるものを開催して利用されていたようです。

しかし、子供が減少していったり、スポーツに対しての時代の流れの中で、最近はほとんど利用されていないのが現実です。

次に、今後の活用状況についてですけど、当面の活用予定はありません。

しかし、当時の関係者が熱い思いで整備した施設であり、今後、日本の伝統的な武道の一つである相撲が活用される可能性もあろうかと思えます。

また、相撲場としては、近隣でも数少ない立派な施設でありますので、まずは町としては、しっかりと維持管理を進めていきまして、何かそういったいい案があれば、活用を少しでも心がけていきたいというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。非常によくわかりやすい御回答をいただきまして。皆さん御存じのとおり、防府市三田尻は、「尻」がつくということで、毎年あそこで女の尻相撲というのがあっておまして、それがものすごいまちおこしになってますね。毎回、テレビにも出ますし。せっかくなんですから、こういうのがあるよということを町民に深く知らせて、使いたい人がおればお貸ししますと、あるいはスポーツ祭りでまた企画してもらって、町内のいろんな企業さんとかにスポンサーになってもらって、景品でも出してもらって、相撲大会あるいは尻相撲大会とか

やれば、きっとまた盛り上がるんじゃないかと思しますので、活用できるようによろしく願います。

それでは、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清神 清議員） 以上で、竹谷議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

時間ですが、昼から1時10分経っておりますが、休憩をとりましょうか。皆さんにお諮りしますが、そのままいきましょうか。（発言する者あり）休憩とりますか、わかりました。

では、休憩を、今41分ですが、50分まで休憩をさせていただきます。

暫時休憩をします。

午後2時41分休憩

午後2時50分再開

○議長（清神 清議員） 休憩を解きます。

日程第5. 議案第46号

日程第6. 議案第47号

日程第7. 議案第48号

日程第8. 議案第49号

日程第9. 議案第50号

日程第10. 議案第51号

日程第11. 議案第52号

○議長（清神 清議員） これより、日程第5、議案第46号平成28年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、議案第52号介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例の一部を改正する条例まで、7件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提案しました7議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第46号は、平成28年度田布施町一般会計及び特別会計4件の歳入歳出決算について、先に監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、その意見を付けて議会の承認をお願いするものであります。

決算の概要であります。平成28年度から「第5次田布施町総合計画」の「後期基本計画」がスタートしました。初年度の平成28年度は、地域防災センター整備事業の着手、道路橋梁長寿命化計画策定事業、情報セキュリティー強化対策事業など、計画に基づいて住民の皆さんの安全・安心対策などに取り組みました。

それでは、一般会計の決算状況について説明いたします。

歳入総額は58億1,512万7,220円で、前年度に比べ1億4,175万8,986円、2.4%の減であります。

また、歳出総額は56億9,602万5,199円で、前年度に比べ1,711万1,739円、0.3%の増であります。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、1億1,910万2,021円の黒字であります。形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源501万1,575円を差し引いた実質収支は1億1,409万446円であります。

次に、歳入歳出の主要項目について説明いたします。

町税は16億8,275万7,459円で前年度に比べ1,310万2,930円の減収となりました。

これは、法人町民税が減収となったことによるものであります。

地方消費税交付金は、全国的な地方消費税の減収により、2,965万7,000円の減額となりました。

地方交付税は、普通交付税の減により、前年度に比べ5,127万6,000円の減額となりました。

国庫支出金につきましては、地方創生関連交付金、社会保障・税番号制度システム整備事業の減などにより、5,342万1,168円の減額となりました。

県支出金につきましても、子育て支援特別対策事業や西田布施公民館再生可能エネルギー導入事業の完了などにより、6,493万1,821円の減額であります。

町債は、臨時財政対策債の減により、2,860万円の減額となりました。

続きまして、歳出であります。昨年度に比べ、総額1,711万1,739円の増となりました。

増減の主な内容については、地方創生関連事業が減となりましたが、財政基金積立金及び臨時福祉給付金などの増により、全体としては前年度より少し増加となっております。

なお、平成28年度中に実施した諸事業、行政事務の内容は、お手元に配付しております決算書及び事務執行概要等の附属資料のとおりであります。

続きまして、国民健康保険、下水道事業、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計についてであります。その決算状況はそれぞれの決算書のとおりであります。

なお、歳入歳出決算等審査意見書において、監査委員から指摘を受けました事項は、各課に検討させ、改善を図るように指示をしております。

以上、各会計の決算について、その概要を説明しましたが、慎重なる御審議をいただき、認定をお願いいたします。

次に、議案第47号は、田布施町一般会計補正予算、第3号であります。

まずは、歳入であります。地方特例交付金が普通交付税、繰越金については、数値の確定に伴う補正であります。

国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備事業や地域子ども・子育て支援事業により増額としておりますが、波野団地北住宅建替事業を今年度見送ったため、社会資本整備総合交付金が減額となり、全体では減額補正としております。

県支出金は、地域子ども・子育て支援事業の増額補正です。

町債は、地域防災センターに係る消防施設整備事業債が増額となりましたが、波野団地北住宅建替事業による公営住宅整備事業債の減額により、全体では減額補正としております。

次に、歳出ですが、各費目において、異動による人件費の補正をしております。

その他、各費目の主な内容であります。まず、総務費は、繰越金の計上等により生じた剰余金を法令に基づき、財政基金積立金として計上したほか、将来の公共施設の更新に備え、公共施設整備基金積立金を計上しております。

また、社会保障・税番号制度に係るシステム改修経費の計上などにより、8,838万4,000円の増額補正としております。

民生費は、田布施西児童クラブ2組の新設に伴い、空調機及びトイレの増設工事などによる増額補正であります。

土木費の減額は、波野団地北住宅建替事業の今年度見送りに伴う減額補正によるものです。

消費費であります。地域防災センターの付帯工事に伴う増額補正であります。

以上により、歳入歳出それぞれ5,643万7,000円を増額補正し、予算総額を59億8,646万1,000円とするものであります。

議案第48号から議案第51号までは、特別会計に係る補正予算であります。

議案第48号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算、第1号であります。主な補正内容は、制度改正に係るシステム改修や前年度療養給付費の返還金などです。

議案第49号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算、第1号であります。主な補正内容は、国庫補助事業費が減額となったことに伴い、事業計画の見直しによるものであります。

議案第50号は、田布施町介護保険特別会計補正予算、第1号であります。主な補正内容は、認知症総合支援事業の追加計上、前年度精算や介護給付費準備基金への積立金等の補正であります。

議案第51号は、田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号であります。主な補正内容は、異動等による人件費の前年度精算等、所要の補正であります。

次に、議案第52号は、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例の一部を改正する条例であります。

平成27年3月に、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例を制定し、事業等の円滑な実施を図るため、条例第2条において猶予期間を定めたところであります。

国では、今年度になり、介護保険法第115条の45第2項第6号に掲げる「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」の設置を促進するため、専門職の要因を見直し、事業の早期実施を進めることとなりました。

このため、本案は、本年10月1日から本町において、法で定める認知症支援推進員を置き、相談支援、医療・介護等の支援ネットワークの構築、関係機関と連携した認知症対応への具体的な支援等を実施するため、条例を改正するものであります。

なお、認知症初期集中支援チームにつきましては、来年4月からの事業開始に向けて、医療機関等と準備を進めております。

以上、本日提案申し上げました議案7件について、その概要を説明いたしましたが、詳細につきましては御質問に応じ、私及び関係参加者から説明をいたしますので、よろしく審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（清神 清議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第46号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第47号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第48号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第49号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第50号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第51号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第52号、質疑はありませんか。松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 委員会の付託が、経済厚生の方へ、この議案52号、なると思えますので、私、総務委員会の方へ属してありますので、お尋ねしたいんですが、認知症対応で医師の手

配をされてるということですが、今、医師が不足してるっていう状況ですね、特にまた、認知症とかですね、得意な、専門の医師じゃないかと思うんですが、期日までに医師の手配の見込みっていうのは大丈夫なんですか。ちょっと心配なんで、質問させていただきました。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） お答えします。

この認知症初期集中支援チーム員の医師の件につきましては、現在、柳井の伊保庄にあります国病の医療センターのほうに、ちゃんとその資格を取られました医師がおられまして、今、最初1名だったんですけど、柳井圏域、柳井市、田布施町、平生町、上関町でお願いすることになりましたので、各市町ごとに1名ずつついでいただけるよう、その人数の医師の方に資格を取っていただくようになっています。

○議長（清神 清議員） よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

ここで皆様にお諮りをいたします。議案第46号については、議長を除く12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、本件に対しましては、議長を除く12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配付しております名簿のとおり、指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定をいたしました。

それでは、決算審査特別委員会を直ちに設置し、委員長、並びに副委員長の互選をお願いしたいと思います。

ここで暫時休憩をいたしますが、休憩中に、委員長、副委員長の互選をお願いしたいというふうに思います。議員控室のほうに移動をお願いしたいと思います。

再開は、委員長、副委員長が決まり次第、こちらのほうに。時間を決めませんので、終わり次第、こちらのほうに戻ってきて再開したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

午後3時10分休憩

午後3時41分再開

○議長（清神 清議員） 休憩を取消し、会議を再開いたします。

○議長（清神 清議員） 先ほどの休憩中に、決算審査特別委員会が開催されまして、委員長に、石田修一議員、副委員長に木本睦博議員が選任されました。ご報告いたします。

○議長（清神 清議員） 次に、議案第47号から議案第52号まで、の6件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（清神 清議員） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

○議員（1番 畠中 孝議員） 議長、特別委員会の委員長副委員長が決まったら挨拶があるの

ではないですか。それはなし。

○議長（清神 清議員） いままでそういうことはしておりません。したかね。したことある。

○議員（1番 畠中 孝議員） そこに立ってね。しよったと思うんじゃけど。

○議長（清神 清議員） あれは改選のすぐ後のじゃろうと思うよ。

今まではやっていないと思います。

○議員（1番 畠中 孝議員） はい。

○議長（清神 清議員） ではよろしいですね。

○議長（清神 清議員） 本日は、これで散会します。

(ベル)

午後3時42分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

署名議員 畠 中 孝

署名議員 松 田 規久夫

議事日程(第2号)

平成29年9月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第46号
平成28年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第47号
平成29年度田布施町一般会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第4 議案第48号
平成29年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第5 議案第49号
平成29年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第6 議案第50号
平成29年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第7 議案第51号
平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第8 議案第52号
介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 陳情第1号
田布施町放課後児童の保育に関する条例に関する陳情
- 日程第10 議案第53号
教育委員会委員の任命について
- 日程第11 閉会中の継続審査(付託事件)について
- 日程第12 閉会中の継続調査(特定事件)について
- 日程第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第46号
平成28年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第47号
平成29年度田布施町一般会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第4 議案第48号
平成29年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第5 議案第49号
平成29年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について

- 日程第6 議案第50号
平成29年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第7 議案第51号
平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第8 議案第52号
介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 陳情第1号
田布施町放課後児童の保育に関する条例に関する陳情
- 日程第10 議案第53号
教育委員会委員の任命について
- 日程第11 閉会中の継続審査（付託事件）について
- 日程第12 閉会中の継続調査（特定事件）について
- 日程第13 議員派遣について

出席議員（12人）

1番	畠中 孝議員	3番	松田規久夫議員
4番	西本 篤史議員	5番	國本 悦郎議員
6番	谷村 善彦議員	7番	瀬石 公夫議員
8番	林山 健二議員	9番	河内 賀寿議員
10番	石田 修一議員	11番	木本 睦博議員
12番	竹谷 和彦議員	13番	清神 清議員

欠席議員（1人）

2番 國安 和夫議員

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 哲夫君 書記 林 大佑君

説明のため出席した者の職氏名

町 長 長信 正治君 副町長 東 浩二君
教育長 尾崎 龍彦君 総務企画課長 亀田 典志君

税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	鳥上 清史君	建設課主幹	田中 和彦君
建設課技幹係長	吉藤 功治君	町民福祉課長	川添 俊樹君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	惠元 朗夫君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中田 正美君
社会教育課主幹	氏下 孝二君		

午前9時00分開議

(ベル)

○議長(清神 清議員) これから本日の会議を開きます。あらかじめお知らせをいたします。國安議員から欠席届が出されております。本日の会議は欠席でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(清神 清議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、西本篤史議員、國本悦郎議員を指名します。

日程第2. 議案第46号

日程第3. 議案第47号

日程第4. 議案第48号

日程第5. 議案第49号

日程第6. 議案第50号

日程第7. 議案第51号

日程第8. 議案第52号

日程第9. 陳情第1号

○議長(清神 清議員) 日程第2、議案第46号平成28年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから日程第9、陳情第1号田布施町放課後児童の保育に関する条例に関する陳情まで、8件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の結果及び経過の報告を求めます。石田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(石田 修一議員) おはようございます。決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第46号について、9月13日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長(清神 清議員) 次に、石田総務文教委員長。

○総務文教委員長(石田 修一議員) 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第47号について、9月20日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本議案につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（清神 清議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） では、経済厚生委員会の報告をいたします。

去る9月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第48号から議案第52号までの議案5件について、9月15日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。

議案5件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、6月議会から継続審査となっております陳情第1号田布施町放課後児童の保育に関する条例に関する陳情、これは放課後児童保育、いわゆる児童クラブの対象を「田布施町の小学校就学児童」から「田布施町在住である小学校就学児童」に条例の変更を求める陳情であります、これについても全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第46号から陳情第1号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号平成28年度田布施町歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。議案第46号に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第47号平成29年度田布施町一般会計補正予算（第3号）議定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成29年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についてから議案第51号平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についてまで、4件を一括採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第48号から議案第51号までの4件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を求める条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号田布施町放課後児童の保育に関する条例に関する陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、陳情第1号は採択されました。

日程第10. 議案第53号

○議長（清神 清議員） 日程第10、議案第53号教育委員会委員の任命についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

提出理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日御提案いたしました議案第53号の提案理由を説明申し上げます。

議案第53号は、教育委員会委員の任命についてであります。

本案は、櫻井濟美氏の任期が、本年10月19日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

同氏は、昭和45年4月から平成19年3月までの37年間にわたり、小学校教諭、教育指導主事、教育事務所長等を歴任、平成15年度からは柳井市立柳井小学校校長として活躍され、教育に精通されておられます。

また、平成21年4月から平成28年3月まで麻郷福祉会館館長として、平成19年10月からは行政相談委員として活躍されておられます。

教育委員会委員としましては、平成21年10月から委員をお願いし、その重責を果たされており、本町教育委員会委員として適任と考え、提案するものであります。

よろしく御審議を賜り、同意いただきますようお願いを申し上げます。提案理由といたします。

○議長（清神 清議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。畠中議員。

○議員（1番 畠中 孝議員） 任期のことがこれにうたわれていないんですが、任期はいつからいつまでですか。

○議長（清神 清議員） 本城課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） 任期のほうですが、主な職歴の一番下のところに書いてあると思うんですが、平成21年10月からこの10月まで2期、今していただいております。

○議長（清神 清議員） 畠中議員。

○議員（1番 畠中 孝議員） いや、次の任命される期間というのが、いつからいつまでなんですかという質問です。

○議長（清神 清議員） 本城課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） すみません。29年の10月から4年間でございます。

○議長（清神 清議員） よろしいでしょうか。

○議員（1番 畠中 孝議員） はい。

○議長（清神 清議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第53号は同意することに決定をいたしました。

日程第11. 閉会中の継続審査（付託事件）について

○議長（清神 清議員） 次に、日程第11、閉会中の継続審査（付託事件）についてを議題といたします。

経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、陳情第2号協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第12. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（清神 清議員） 次に、日程第12、閉会中の継続審査（特定事件）についてを議題といたします。

経済厚生委員長及び議会広報広聴調査委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第13. 議員派遣について

○議長（清神 清議員） 日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおりの、議員を派遣したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり、議員派遣をすることに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定については議長に委任されたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の場合は議長に委任されました。

○議長（清神 清議員） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
以上で、会議を閉じます。平成29年第5回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

署名議員 西 本 篤 史

署名議員 國 本 悦 郎